

平成二十六年政令第七十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 存続厚生年金基金に関する経過措置
第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項(第三条―第八条)
第二節 自主解散型基金及び清算型基金の解散の特例に関する事項(第九条―第三十一条)
第三節 清算中の特定基金等に関する事項(第三十二条―第三十八条)
第四節 施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例に関する事項(第三十九条)
第五節 残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項(第四十条―第四十六条)
第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項(第四十七条・第四十八条)
第三章 存続連合会等に関する経過措置
第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項(第四十九条)
第二節 存続連合会の業務等に関する事項(第五十条―第五十二条)
第三節 基金中途脱退者等に関する給付等に関する事項(第五十三条―第六十条)
第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項(第六十一―第六十三条)
第五節 高齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項(第六十四条―第六十七条)
第六節 高齢年金給付の支給義務等の特例に関する事項(第六十八条・第六十九条)
第七節 存続連合会の事務委託に関する事項(第七十一条)

第八節 存続連合会の解散等及び連合会の業務等に関する事項(第七十二条―第七十五条)
第四章 その他の経過措置(第七十六条―第八十四条)

第一章 総則

第一条 (趣旨)

この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。)の施行に伴い、存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力及び存続厚生年金基金の解散の特例等の存続厚生年金基金に関する事項並びに存続連合会に係る改正前厚生年金保険法等の効力等の存続連合会に関する事項等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

第二条 (定義)

この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)をいう。
二 改正後厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。
三 改正前確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)をいう。
四 改正後確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。
五 改正前確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第二条の規定による改正前の確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)をいう。
六 改正後確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第二条の規定による改正後の確定拠出年金法をいう。
七 改正前保険業法 平成二十五年改正法附則第七十一条の規定による改正前の保険業法(平成七年法律第百五号)をいう。
八 廃止前厚生年金基金令 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険

法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号。以下「整備政令」という。)

九

- 九 改正前確定給付企業年金法施行令 整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)をいう。
十 改正後確定給付企業年金法施行令 整備政令第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行令をいう。
十一 改正前確定拠出年金法施行令 整備政令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)をいう。
十二 改正後確定拠出年金法施行令 整備政令第三条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令をいう。
十三 旧厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金をいう。
十四 存続厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。
十五 厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいう。
十六 存続連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。
十七 確定給付企業年金 平成二十五年改正法附則第三条第十四号に規定する確定給付企業年金をいう。
十八 連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十五号に規定する連合会をいう。
十九 自主解散型基金 平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金をいう。
二十 清算型基金 平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金をいう。
二十一 清算未了特定基金 平成二十五年改正法附則第二十八条第三項に規定する清算未了特定基金をいう。
第二章 存続厚生年金基金に関する経過措置
第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項

Table with 2 columns: Item description and Application details. Includes items like '改正前厚共済組合の生年金被保険者' and '改正前厚老齢厚生年金(平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二項)'. Application details specify the date of application (e.g., '平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二項') and the relevant laws.

<p>同法第四百七十七條第四項</p> <p>平成二十五年改正法附則第三十四條第四項</p>	<p>修正前厚生年金保 定給付金 業年金法 第百二十二 条第五項</p>	<p>基金が解散 する 基金が第四百四十五條第一項又は平成二十五年改正法附則第十九條第九項の規定により解散する</p>	<p>確定給付企 業年金法 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものと された平成二十五年改正法 の確定給付企業年金法 の確定給付企業年金法 の確定給付企業年金法 の確定給付企業年金法</p>	<p>修正前厚生年金保 定給付金 業年金法 第百二十二 条第六項</p>	<p>同法 修正前厚生年金保 定給付金 業年金法 第百十三 条第一項 に規定す る責任備 金に相当 する額</p>	<p>修正前厚生年金保 定給付金 業年金法 第百十四 条第一項 に規定す る責任備 金に相当 する額</p>	<p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一條から第二十四條の二まで、第二十四條の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八條において準用する場合を含む）、第二十五條から第二十九條まで、第三十條第一項（廃止前厚生年金基金令第三十條第二項において準用する場合を含む）、第二項及び第三項、第三十條第一項から第三十五條ま</p>																	
<p>で、第三十六條から第四十一條の三の三まで、第四十一條の七において準用する場合を含む。）、第四十一條の五、第四十一條の四、第四十一條の五（第三号を除く）、第四十一條の六、第四十二條から第四十八條まで、第五十五條の二第一項（第一号に係る部分に限り、同條第二項において準用する場合を含む）、第五十五條の三、第五十五條の四第一項及び第二項、第五十六條から第六十條まで、第六十條の二（第五項を除く）、第六十條の三、第六十二條、第六十三條並びに附則第二條、第五條、第七條及び第八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第一條</td> <td>厚生年金公的年金制度の健全性及び信託（以下「保険法」といふ。）の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」といふ。）附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「修正前厚生年金保 険法」といふ。）</td> </tr> <tr> <td>第二條</td> <td>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法</td> </tr> <tr> <td>第三條</td> <td>厚生年金基金（以下「基金」といふ。）</td> </tr> </table>	第一條	厚生年金公的年金制度の健全性及び信託（以下「保険法」といふ。）の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」といふ。）附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「修正前厚生年金保 険法」といふ。）	第二條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法	第三條	厚生年金基金（以下「基金」といふ。）																		
第一條	厚生年金公的年金制度の健全性及び信託（以下「保険法」といふ。）の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」といふ。）附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「修正前厚生年金保 険法」といふ。）																							
第二條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法																							
第三條	厚生年金基金（以下「基金」といふ。）																							
<table border="1"> <tr> <td>第十條</td> <td>修正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</td> </tr> <tr> <td>第十五條</td> <td>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法（以下「法」といふ。）</td> </tr> <tr> <td>第十六條</td> <td>厚生年金保険法（以下「法」といふ。）</td> </tr> <tr> <td>第十七條</td> <td>第三十一條</td> </tr> <tr> <td>第十七條</td> <td>第八万八千円</td> </tr> <tr> <td>第十七條</td> <td>第九万八千円</td> </tr> <tr> <td>第十七條</td> <td>第五千円</td> </tr> <tr> <td>第十七條</td> <td>第五千円</td> </tr> <tr> <td>第二十二條</td> <td>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百四十四條の三第三項</td> </tr> <tr> <td>第二十二條</td> <td>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百四十四條の二第一項</td> </tr> <tr> <td>第二十二條</td> <td>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百四十四條の三第三項</td> </tr> <tr> <td>第二十二條</td> <td>平成二十五年改正法附則第六十條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百六十條第五項</td> </tr> </table>	第十條	修正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法	第十五條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法（以下「法」といふ。）	第十六條	厚生年金保険法（以下「法」といふ。）	第十七條	第三十一條	第十七條	第八万八千円	第十七條	第九万八千円	第十七條	第五千円	第十七條	第五千円	第二十二條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百四十四條の三第三項	第二十二條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百四十四條の二第一項	第二十二條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百四十四條の三第三項	第二十二條	平成二十五年改正法附則第六十條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百六十條第五項
第十條	修正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法																							
第十五條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法（以下「法」といふ。）																							
第十六條	厚生年金保険法（以下「法」といふ。）																							
第十七條	第三十一條																							
第十七條	第八万八千円																							
第十七條	第九万八千円																							
第十七條	第五千円																							
第十七條	第五千円																							
第二十二條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百四十四條の三第三項																							
第二十二條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百四十四條の二第一項																							
第二十二條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百四十四條の三第三項																							
第二十二條	平成二十五年改正法附則第六十條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百六十條第五項																							
<table border="1"> <tr> <td>第二十四條</td> <td>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十二條第四項</td> </tr> <tr> <td>第二十四條</td> <td>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十二條第二項</td> </tr> <tr> <td>第二十四條</td> <td>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第一項</td> </tr> <tr> <td>第二十四條</td> <td>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第二項</td> </tr> <tr> <td>第二十四條</td> <td>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第三項</td> </tr> <tr> <td>第二十四條</td> <td>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第四項</td> </tr> <tr> <td>第二十四條</td> <td>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第五項</td> </tr> <tr> <td>第二十七條</td> <td>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第六項</td> </tr> </table>	第二十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十二條第四項	第二十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十二條第二項	第二十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第一項	第二十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第二項	第二十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第三項	第二十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第四項	第二十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第五項	第二十七條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第六項								
第二十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十二條第四項																							
第二十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十二條第二項																							
第二十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第一項																							
第二十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第二項																							
第二十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第三項																							
第二十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第四項																							
第二十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第五項																							
第二十七條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた修正前厚生年金保険法第百三十三條の二第六項																							

号及び第二十八條	の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第二十八條	平成二十五年改正法附則第五條の二及十條 第九條第一項
第二十九條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項並びに第三十條第一項及び第二項
第三十條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第三十一條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項並びに第二項
第三十三條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項並びに第三十條
第三十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項並びに第三十條

場合を含む。次に掲げる場合において、同条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）を適用する場合は、同条第九項において準用する場合を含む。若しくは法第九十條第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）を適用する場合、次に掲げる事項（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額を以て、

第三十四條	法第九十條第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定を受け
第三十條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第二十九條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項並びに第三十條第一項及び第二項
第二十八條	平成二十五年改正法附則第五條の二及十條 第九條第一項
第二十七條	平成二十五年改正法附則第五條の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第二十六條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項並びに第二項
第二十五條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第二十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項並びに第三十條
第二十三條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項並びに第三十條
第二十二條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第二十一條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項並びに第二項
第二十條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第十九條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第十八條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第十七條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第十六條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第十五條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第十四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第十三條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第十二條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第十一條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第十條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第九條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第八條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第七條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第六條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第五條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第四條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第三條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第二條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項
第一條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項

八條第四項に規定する割合を乗じて得た額を免除されている	を、次の各号に掲げる加入員を増加するの区分に応じ、当該各号に定める割合まで増加することができる。
一 次号に掲げる加入員以外の加入員	一 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項若しくは第九十條第九項又は第九十條第十項の規定を適用している加入員（その育児休業等（法第二十三條の二第二項に規定する育児休業等をいう。）の期間が一月以下であるものに限る。）
二 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第一項若しくは第九十條第九項又は第九十條第十項の規定を適用している加入員（その育児休業等（法第二十三條の二第二項に規定する育児休業等をいう。）の期間が一月以下であるものに限る。）	二 当該加入員に係る掛金の額から当該加入員に係る免除保険料額（標準賞与額に係る免除保険料額に限る。以下この号において同じ。）の二分の一に相当する額（平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第二項に規定する加入員にあつては、免除保険料額の二分の一に相当する額）に平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九條第四項に規定する割合を乗じて得た額）を控除して得た額の当該加入員に係る掛金の額に対する割合

第十次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）	五万五千元	第十次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）	第十次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）	第十次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）	第十次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）	第十次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）	第十次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）	第十次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）	第十次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）
厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金
厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金
厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金

5 存続厚生年金基金について厚生年金保険法の規定を適用する場合には、同法第百条の二第五項中「健康保険組合若しくは」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金、健康保険組合若しくは」とする。

6 存続厚生年金基金について確定給付企業年金法施行令第五十四条の五第一項の規定を適用する場合には、同項中「できる」とあるのは、「できる。この場合において、当該給付の額の算定の基礎としないこととされた加入者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令第一条第二項の規定の適用については、当該基金を同項の一の確定給付企業年金に含めないものとする」とする。

7 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行令の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）	五万五千元	第十次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）
厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金
厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金
厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金

(平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法)

第五条 平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金の額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 存続厚生年金基金が平成十一年九月三十日において解散したものとみなして同日において当該存続厚生年金基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者について政府が積み立てるべき責任準備金が当該存続厚生年金基金が解散したことにより増加する額に相当する額

二 平成十一年十月一日から存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二条第二項に規定する額に相当する部分の老齢年金給付をいう。以下同じ。)に要する費用に係る収入に相当する額

三 前号に規定する期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額

2 前項第一号に掲げる増加する額に相当する額の算定に係る責任準備金の予定利率は、年五分五厘とする。

3 第一項第二号に掲げる収入に相当する額及び同項第三号に掲げる支出に相当する額の算定に係る利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

(存続厚生年金基金に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する技術的読替え等)

第六条 平成二十五年改正法附則第九条第一項において第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十四条の規定を準用する場合においては、平成二十五年改正法附則第九条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第十四条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	第四項及び第六項	第二項
前条第一項公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険(平)が解散厚生年金法第二十五条法律第六十三号)附則第八号の規定により政府が解散した同法附則第三号第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「解散存続厚生年金基金」という。)から同法附則第八条に規定する	解散厚生年金基金等は 解散存続厚生年金基金は 解散厚生年金基金等	平成二十五年改正法附則第九条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十四条の規定を準用する場合においては、第三条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
確定給付企業年金法第十三条第一項の規定により徴収する平成二十五年改正法附則第八号	平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法	第八十平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法
第八十平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法	第八十平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法	第八十平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法
第八十平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法	第八十平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法	第八十平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法

第二項	第七号	第八号	第九号
確定給付企業年金法第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十四条第一項に	第七十九号又は経過措置政令	第八十平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法	第八十平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法
当該解散厚生年金基金	経過措置政令	平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法
確定給付企業年金法	経過措置政令	平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法
確定給付企業年金法	経過措置政令	平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第九号第一項において準用する平成二十五年改正法

第七号 平成二十五年改正法附則第十条第二項の政令で定める基準は、同条第一項の規定により前納しようとする日における年金給付等積立金(平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金をいう。第六十一条第一項並びに第六十二条第二項及び第三項を除き、以下同じ。)の額から当該前納しようとする額を控除した額が、平成二十五年改正法附則第十号第一項の規定により責任準備金相当額(平成二十五年改正法附則第八号に規定する責任準備金相当額をいう。以下同じ。)の全部又は一部を前納しようとする日から平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険

において九条第一項において準用する平「解散厚生年金法第二十五条改正法附則第五号第一項の規定によりなおその効力(以下「解散存続厚生年金基金」という。)が有するものとされた平成二十五年改正法附則第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号。以下この条において「改正前確定給付企業年金法」という。)

この条において「改正前確定給付企業年金法」という。

責任準備金責任準備金相当額(平成二十五(同法第十号改正法附則第八号に規定する三三第一項責任準備金相当額をいう。)

法第四百五十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる理由により解散をし、又は平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十二条第四項の規定による消滅しようとする日までの間における代行給付に充てるべき積立金の額を上回るものであることとする。

第八條 (前納責任準備金相当額の還付)

政府は、平成二十五年改正法附則第十條第一項の規定により前納された責任準備金相当額が平成二十五年改正法附則第八條及び平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十三條第一項の規定により政府が徴収することとなった責任準備金相当額を上回るときは、その差額に相当する額を平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十六條の二の規定によりなお存続するものとみなされた当該責任準備金相当額を前納した解散した存続厚生年金基金(当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十二條第四項の規定による消滅した場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三條第一項第二号に規定する企業年金基金)に還付するものとする。

第二節 自主解散型基金及び清算型基金の解散の特例に関する事項

(自主解散型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例等の要件)

第九條 平成二十五年改正法附則第十一條第五項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 平成二十五年改正法附則第十一條第一項の規定による認定の申請をした日の属する月前二年間において第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三條の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額(存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ平成二十五年改

正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一條の三第一項に規定する免除保険料率(以下「免除保険料率」という。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

第十條 (自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額)

平成二十五年改正法附則第十一條第七項の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

- 一 存続厚生年金基金が設立された日から当該存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付に要する費用に係る収入に相当する額
- 二 前号の期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額

前項第一号に掲げる収入に相当する額及び同項第二号に掲げる支出に相当する額の計算の基礎となる利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

第十一條 (責任準備金相当額の認定の申請をした自主解散型基金に関する読替)

平成二十五年改正法附則第十一條第九項の規定により同条第一項の規定による認定の申請をした自主解散型基金について平成二十五年改正法附則第十條の規定を適用する場合においては、第八條中「責任準備金相当額が」とあるのは「減額責任準備金相当額(平成二十五年改正法附則第十一條第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この条において同じ。が)」と、「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、「存続厚生年金基金(当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正

前確定給付企業年金法第百二十二條第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三條第一項第二号に規定する企業年金基金」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十一條第一項に規定する自主解散型基金であつて、同項の規定による認定の申請をしたもの」とする。

第十二條 (自主解散型納付計画の承認の要件)

平成二十五年改正法附則第十二條第七項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 平成二十五年改正法附則第十二條第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三條の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

- 二 前項第一号に掲げる収入に相当する額及び同項第二号に掲げる支出に相当する額の計算の基礎となる利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

前項第一号に掲げる収入に相当する額及び同項第二号に掲げる支出に相当する額の計算の基礎となる利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

第十三條 (責任準備金相当額の認定の申請をした自主解散型基金に関する読替)

平成二十五年改正法附則第十二條第八項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 次のイからハまでのうち二以上に該当するものであること。
- イ 平成二十五年改正法附則第十二條第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三條の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免

除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を相当程度講じていること。

- ハ 自主解散型基金の業務の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他当該自主解散型基金の年金給付等積立金の額を増加させるために必要な措置(ロに掲げる措置を除く。)を講じていること。

自主解散型基金の年金給付等積立金の額が、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五條第二項の認可を受けることが見込まれる日までに、当該自主解散型基金の設立事業所(平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十七條第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。)に係る掛金の増加によって責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること。

第十四條 (自主解散型納付計画の承認の申請をした自主解散型基金による前納に関する読替)

平成二十五年改正法附則第十二條第十項の規定により同条第一項の承認の申請をした自主解散型基金について平成二十五年改正法附則第十條の規定を適用する場合においては、第八條中「責任準備金相当額が」とあるのは「年金給付等積立金の額(平成二十五年改正法附則第十一條第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下この条において同じ。が)」と、「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額」と、「存続厚生年金基金(当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十二條第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三條第一項第二号に規定する企業年金基金)」とあるのは「平成二十五年

改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金金であつて、平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をしたものとする。
 (自主解散型基金金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納に関する技術的読替え等)
第十五条 平成二十五年改正法附則第十八条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十四条の規定を準用する場合においては、平成二十五年改正法附則第十八条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第百二十四条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一項	前条第一項の年金制度の健全性及び信頼性の規定に基の確保のための厚生年金保険法等につき、政府の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第十一項が解散厚生年金法第七項の規定により政府が同条から同項に第一項に規定する自主解散型基金金規定する責(以下この条において「自主解散責任準備金に型基金」という。)から同法附則第十一項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する場合又は同法附則第十三条第一項の規定により政府が自主解散型基金金から同法附則第十三条第一項に規定する年金給付等積立金の額	自主解散型基金金は、解散厚生年金法第七項に規定する減額責任準備金相当額又は当該減額責任準備金相当額とする額	自主解散型基金金	解散厚生年金基金等	自主解散型基金金
-----	--	---	----------	-----------	----------

平成二十五年改正法附則第十八条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十四条の規定を準用する場合には、第三条第三項の規定に

第八十	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法
第八十	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法

第八十	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法
第八十	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法

第二項	確定給付企業年金法第一項において準用する平成二十五年改正法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十四条第一項に	確定給付企業年金法第一項において準用する平成二十五年改正法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十四条第一項に	確定給付企業年金法第一項において準用する平成二十五年改正法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十四条第一項に	確定給付企業年金法第一項において準用する平成二十五年改正法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十四条第一項に	確定給付企業年金法第一項において準用する平成二十五年改正法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十四条第一項に
-----	--	--	--	--	--

<p>第十 附則 事業主 (基金一括納付対象事業主を除く。)</p>	<p>第二項 第三号 金一括納付対象事業主が納付すべき額を加算した額をいう。次条第一項及び第三項において同じ。</p>	<p>附則 第十條 則年給付基金(当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額に当該自主解散型基金の責任準備金相当額のうち基金一括納付対象事業主が納付すべき額を加算した額をいう。次条第一項及び第三項において同じ。)</p>	<p>下の条において「自主解散型納付計画」といふことを作成することができる。 2 前項の規定により作成した自主解散型納付計画について平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認を受けた自主解散型基金は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百五十五條第一項第一号又は第二号の規定により解散をする場合において、規約で定めるところにより、基金一括納付対象事業主から当該基金一括納付対象事業主に係る事業主納付額を一括して徴収するものとする。この場合において、当該自主解散型基金が当該一括納付対象事業主から徴収する徴収金については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三百三十八條第六項の規定による掛金とみなす。 3 第一項の規定により自主解散型納付計画を作成した自主解散型基金及びその設立事業所の事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)について平成二十五年改正法附則第十二条及び第十三条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる平成二十五年改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
------------------------------------	---	--	---

<p>第十 附則 事業主 (基金一括納付対象事業主を除く。)</p>	<p>第二項 第三号 金一括納付対象事業主が納付すべき額を加算した額をいう。次条第一項及び第三項において同じ。</p>	<p>附則 第十條 則年給付基金(当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額に当該自主解散型基金の責任準備金相当額のうち基金一括納付対象事業主が納付すべき額を加算した額をいう。次条第一項及び第三項において同じ。)</p>	<p>第二項 第四号 業主(基金一括納付対象事業主を除く。)</p>
------------------------------------	---	--	--

は、その納付のあった額を控除した金額に係る部分に限る。)に限る。」とする。
第十八条 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の政令で定める率は、〇・八とする。
 2 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の事業の継続が著しく困難なものとして政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。
 一 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の規定による指定の日(以下この条において「指定日」という。)の属する事業年度の前の事業年度(当該指定日が当該指定日の属する事業年度の四月一日から九月三十日までの間にあっては、前々事業年度。以下この号において同じ。)における年金たる給付及び一時金たる給付に要した費用の額が当該指定日の属する事業年度の前の事業年度における掛金及び徴収金による収入の額を上回っていること
 又は平成八年四月一日から当該指定日まで中間に存続厚生年金基金の平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率(当該代行保険料率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。)が免除保険料率を上回ったことがあること若しくは存続厚生年金基金が設立された日から同年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定の例により算定した代行保険料率に相当する率(当該率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。)が同条第一項の規定の例により計算した免除保険料率に相当する率を上回ったことがあること
 二 指定日において存続厚生年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者(当該存続厚生年金基金の加入員を除く。)の数が当該存続厚生年金基金の加入員の数を上回っていること。

3 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
 一 指定日の属する月前二年間において第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三條の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は指定日の属する月前二年間の存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
 二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。
 (責任準備金相当額の特例の認定の申請をした清算型基金による前納に関する読替え)
第十九条 平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による認定の申請をした清算型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合には、第八條中「責任準備金相当額」とあるのは、「減額責任準備金相当額(平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この条において同じ。)」が」と、「責任準備金相当額」とあるのは、「減額責任準備金相当額」と、「存続厚生年金基金(当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十二條第四項の規定による消滅した場合にあっては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三條第一項第二号に規定する企業年金基金)」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金であつて、平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による認定の申請をしたもの」とする。

(清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の要件)

第二十條 平成二十五年改正法附則第二十條第二項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 平成二十五年改正法附則第二十條第一項の規定による認定の申請をした日の属する月前二年間において第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三條の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

(清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例に関する技術的読替え)

第二十一條 平成二十五年改正法附則第二十條第四項において平成二十五年改正法附則第十一條第八項の規定を準用する場合においては、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

(清算型納付計画の承認の申請をした清算型基金による前納に関する読替え)

第二十二條 平成二十五年改正法附則第二十一條第二項の承認の申請をした清算型基金について平成二十五年改正法附則第十條の規定を適用する場合においては、第八條中「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額(平成二十五年改正法附則第十一條第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下この条において同じ。が」と、「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額」と、「存続厚生年金基金(当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十二條第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利

義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三條第一項第二号に規定する企業年金基金)」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十九條第二項に規定する清算型基金であつて、平成二十五年改正法附則第二十一條第一項の承認の申請をしたもの」とする。

(清算型納付計画の承認の要件)

第二十三條 平成二十五年改正法附則第二十一條第六項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 平成二十五年改正法附則第二十一條第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三條の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
- 二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

(清算型納付計画の承認に係る認定の要件)

第二十四條 平成二十五年改正法附則第二十一條第七項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 次のイからハまでのうち二以上に該当するものであること。
- イ 平成二十五年改正法附則第二十一條第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三條の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十三年度における全ての

厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

ロ 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を相当程度講じていること。

ハ 清算型基金の業務の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他当該清算型基金の年金給付等積立金の額を増加させるために必要な措置(ロに掲げる措置を除く。)を講じていること。

二 清算型基金の年金給付等積立金の額が、平成二十五年改正法附則第十九條第七項の承認を受けることが見込まれる日までに、当該清算型基金の設立事業所に係る掛金の増加によって責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること。

(清算型納付計画に係る事業主に対する通知に関する技術的読替え)

第二十五條 平成二十五年改正法附則第二十二條第四項において平成二十五年改正法附則第十三條第四項の規定を準用する場合においては、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

(清算型基金の納付の猶予に係る準用に関する技術的読替え)

第二十六條 平成二十五年改正法附則第二十三條において平成二十五年改正法附則第十四條第六項の規定を準用する場合においては、平成二十五年改正法附則第二十三條の規定によるほか、同項において準用する平成二十五年改正法附則第十三條第四項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

(清算型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の特例に関する技術的読替え等)

第二十七條 平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十四條の規定を準用する場合には、平成二十五年改正法附則第二十五條第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第百二十四條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	前条第一項の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険(平)が解散厚生成二十五年法律第六十三号)附年金基金等則第二十条第三項の規定によりから同項に政府が同法附則第十九条第一項から同項に政府が同法附則第十九条第一項規定する責任準備金(この条において「清算型基金」という相当する額)から同法附則第十一條第七項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する場合又は同法附則第二十二條第一項の規定により政府が清算型基金から同法附則第十一條第一項に規定する年金給付等積立金の額
第二項	解散厚生年金清算型基金は、当該責任準備金に相当する額
第三項	解散厚生年金清算型基金は、当該責任準備金に相当する額

第一項	前条第一項の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険(平)が解散厚生成二十五年法律第六十三号)附年金基金等則第二十条第三項の規定によりから同項に政府が同法附則第十九条第一項から同項に政府が同法附則第十九条第一項規定する責任準備金(この条において「清算型基金」という相当する額)から同法附則第十一條第七項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する場合又は同法附則第二十二條第一項の規定により政府が清算型基金から同法附則第十一條第一項に規定する年金給付等積立金の額
第二項	解散厚生年金清算型基金は、当該責任準備金に相当する額
第三項	解散厚生年金清算型基金は、当該責任準備金に相当する額

2 平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十四條の規定を準用する場合には、第三條第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二條から第八十八條までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

八	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準
二	改正法
用	する平成二十五年改正法

第一項	第八十七條改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法
		基金等	基金等	基金等	基金等	基金等	基金等
		解散厚生年金清算型基金	解散厚生年金清算型基金	解散厚生年金清算型基金	解散厚生年金清算型基金	解散厚生年金清算型基金	解散厚生年金清算型基金

第一項	第八十七條改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	第七十九條又経過措置政令
							令
							経過措置政令

第一項	第八十七條改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	確定給付企業年金給付等積立金
			年金給付等積立金

第一項	第八十七條改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法	生年金保険法第百三十八條第六項の規定による掛金とみなす。
							第一項の規定により清算型納付計画を作成した清算型基金及びその設立事業所の事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）について平成二十五年改正法附則第二十一條及び第二十二條の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる平成二十五年改正法の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
							<p>3</p> <p>同法第百十平四の項規定によりな前その効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四條第一項に</p> <p>当該解散厚生年金基金</p> <p>付企業年金法第百四十四條第一項に</p> <p>当該清算型基金</p> <p>清算型基金</p> <p>平成二十五年改正法附則第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法附則第二十五條第一項の規定によりな前その効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p> <p>清算型基金</p>

清算型納付計画の提出の特例）

第二十八條 清算型基金であつてその設立事業所の事業主（当該清算型基金を共同して設立している場合にあつては、当該清算型基金を設立している各事業主）のうち当該清算型基金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき額（以下この項及び次項において「事業主納付額」といふ。）を当該清算型基金が政府に納付することが適當であるとき当該清算型基金が認めるもの（以下この条において「基金一括納付対象事業主」といふ。）があるものは、平成二十五年改正法附則第二十一條第三項の規定にかかわらず、当該清算型基金が納付すべき年金給付等積立金の額に代えて、当該額に事業主納付額を加算した額を記載して同条第一項に規定する清算型納付計画（以下この条において「清算型納付計画」といふ。）を作成することができる。

付等積立置に関する政令（平成二十六年金の額 政令第七十四号）第二十八条第一項に規定する基金一括納付対象事業主をいう。）が納付すべき額を加算した額	年金給付基金一括納付額
等積立金の額	附則第九年給付基金一括納付額を
附則第九年給付基金一括納付額を	二十二等積立金の額を
項及び	第三項

（清算型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例）

第二十九条 平成二十五年改正法附則第二十三条において準用する平成二十五年改正法附則第十五条第一項の規定により清算型納付計画の承認を取り消された清算型基金の設立事業所の事業主について平成二十五年改正法附則第二十二條第一項の規定を適用する場合には、同項中「清算型納付計画」とあるのは、「次条において準用する附則第十五条第一項の規定による取消し前の清算型納付計画（前条第四項第一号に掲げる額に係る部分（当該額の一部につき納付があったときは、その納付のあった額を控除した金額に係る部分に限る。）に限る。）」とする。

（責任準備金相当額の特例を受けた自主解散型基金等の特例）

第三十条 平成二十五年改正法附則第十一条第五項若しくは第二十条第二項の認定又は平成二十五年改正法附則第十二条第七項若しくは第二十一条第六項の承認を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が確定給付企業年金（改正後確定給付企業年金法第二十一条に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の実施事業所（改正後確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）となつてるとき、又は実施事業所となるときは、当該確定給付企業年金の事業主等（改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第四十条及び第四十一条を除き、以下同じ。）は、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金の加入員であった者に対し、当該存続厚生年金基金の加入員であった期間（以下この項におい

て「存続厚生年金基金加入員期間」という。）を改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる給付（以下この項において「老齢給付金等」という。）の額の算定の基礎となる改正後確定給付企業年金法第二十八条第一項に規定する加入者である期間（以下この項において「確定給付企業年金加入者期間」という。）とみなして老齢給付金等の支給をすることができ旨が定められているときは、当該存続厚生年金基金の加入員であった者に対し、存続厚生年金基金加入員期間を確定給付企業年金加入者期間とみなして老齢給付金等の支給をすることができ。

2 前項の規約を定める場合には、当該存続厚生年金基金の加入員であった者の同意を得なければならない。

（自主解散型基金等が解散する場合における東日本大震災に係る責任準備金相当額の特例等の要件の特例）

第三十一条 平成二十五年改正法の施行の日（以下本則において「施行日」という。）から起算して一年を超えない期間内において平成二十五年改正法附則第十一条第一項若しくは第二十条第一項の規定による認定の申請又は平成二十五年改正法附則第十二条第一項若しくは第二十一条第一項の承認の申請をした存続厚生年金基金であつて、施行日において現に東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。）内に主たる事務所が所在するものについて第九條、第十二條、第十三條、第二十条、第二十三条及び第二十四条の規定を適用する場合においては、第九條及び第十二條中「いづれにも」とあり、第十三條第一号中「二以上に」とあり、第二十条及び第二十三条中「いづれにも」とあり、並びに第二十四条第一号中「二以上に」とあるのは、「いづれかに」とする。

第三節 清算中の特定基金等に関する事項

第三十二条 平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定（当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。）を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十二條	改正前厚生年金保険法	改正前厚生年金保険法
第三十二條	改正前厚生年金保険法	改正前厚生年金保険法

給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。）を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十二條	改正前厚生年金保険法	改正前厚生年金保険法
第三十二條	改正前厚生年金保険法	改正前厚生年金保険法

附則第三十二條の申特定基金（公的年金制度の健全性を確保するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年改正法第六十三号）以下この条まで業務の及び附則第三十八條第二項に運當について「平成二十五年改正法に相当の努力」という。）第一条の規定をし、かによる改正前の第一項に規定する日以後十五年改正法の施行の日における事業の継続について清算中のものに限る。以続が困難で下の条において「特定基金」と見込金」という。）

附則第三十二條の申特定基金（公的年金制度の健全性を確保するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年改正法第六十三号）以下この条まで業務の及び附則第三十八條第二項に運當について「平成二十五年改正法に相当の努力」という。）第一条の規定をし、かによる改正前の第一項に規定する日以後十五年改正法の施行の日における事業の継続について清算中のものに限る。以続が困難で下の条において「特定基金」と見込金」という。）

附則第三十二條の申特定基金（公的年金制度の健全性を確保するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年改正法第六十三号）以下この条まで業務の及び附則第三十八條第二項に運當について「平成二十五年改正法に相当の努力」という。）第一条の規定をし、かによる改正前の第一項に規定する日以後十五年改正法の施行の日における事業の継続について清算中のものに限る。以続が困難で下の条において「特定基金」と見込金」という。）

附則第三十二條	改正前厚生年金保険法	改正前厚生年金保険法
第三十二條	改正前厚生年金保険法	改正前厚生年金保険法

連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）	連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）
---	---

連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）	連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）
---	---

連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）	連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）
---	---

連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）	連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）
---	---

連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）	連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）
---	---

連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）	連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）
---	---

連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）	連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）
---	---

連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）	連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）
---	---

連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）	連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）
---	---

連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）	連合会又は平成一五年改正法附則第三十三條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）
---	---

<p>改す準いに一条十第附 正る用てお項第八三則 基金等</p>	<p>解散厚生年 金基金等は 当該責任準 備金に相当 する額</p>	<p>又は責任準 備金相当額 前則第一項 公的年金制 度の健全性及 び信託性の確 保のための厚 生年金及び信 託性の確保の ための厚生年 金及び信託性 の確保の一部 を改正する法 律（平成二十 五年法律第六 十号）が解散 厚生年金等三 号。以下この 項において「 平成二十五年 改正法」とい う。</p>
<p>改す準いに一条十第附 正る用てお項第八三則 基金等</p>	<p>解散厚生年 金基金等は 当該責任準 備金に相当 する額</p>	<p>又は責任準 備金相当額 前則第一項 公的年金制 度の健全性及 び信託性の確 保のための厚 生年金及び信 託性の確保の ための厚生年 金及び信託性 の確保の一部 を改正する法 律（平成二十 五年法律第六 十号）が解散 厚生年金等三 号。以下この 項において「 平成二十五年 改正法」とい う。</p>
<p>改す準いに一条十第附 正る用てお項第八三則 基金等</p>	<p>解散厚生年 金基金等は 当該責任準 備金に相当 する額</p>	<p>又は責任準 備金相当額 前則第一項 公的年金制 度の健全性及 び信託性の確 保のための厚 生年金及び信 託性の確保の ための厚生年 金及び信託性 の確保の一部 を改正する法 律（平成二十 五年法律第六 十号）が解散 厚生年金等三 号。以下この 項において「 平成二十五年 改正法」とい う。</p>
<p>改す準いに一条十第附 正る用てお項第八三則 基金等</p>	<p>解散厚生年 金基金等は 当該責任準 備金に相当 する額</p>	<p>又は責任準 備金相当額 前則第一項 公的年金制 度の健全性及 び信託性の確 保のための厚 生年金及び信 託性の確保の ための厚生年 金及び信託性 の確保の一部 を改正する法 律（平成二十 五年法律第六 十号）が解散 厚生年金等三 号。以下この 項において「 平成二十五年 改正法」とい う。</p>
<p>改す準いに一条十第附 正る用てお項第八三則 基金等</p>	<p>解散厚生年 金基金等は 当該責任準 備金に相当 する額</p>	<p>又は責任準 備金相当額 前則第一項 公的年金制 度の健全性及 び信託性の確 保のための厚 生年金及び信 託性の確保の ための厚生年 金及び信託性 の確保の一部 を改正する法 律（平成二十 五年法律第六 十号）が解散 厚生年金等三 号。以下この 項において「 平成二十五年 改正法」とい う。</p>

<p>法附則改正前厚生年金保険法附則第三十三 第三十條第三項に規定する減額責任準備金 三條第三項に規定する減額責任準備金 三項に規定する減額責任準備金 三項に規定する減額責任準備金 三項に規定する減額責任準備金 三項に規定する減額責任準備金</p>	<p>第六老齡厚 十七生年金 第一條第一 第二項 第二項 第一項</p>	<p>3 平成二十五年度改正法附則第二十七條第二項の 規定によりなおその効力を有するものとされた 改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項に おいて準用する改正前確定給付企業年金法第百 十四條の規定の適用については、改正前確定給 付企業年金法施行令第八十二條から第八十八條 までの規定は、なおその効力を有する。この場 合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定 給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句 とする。</p>	<p>第八法 十二條各 号列記 以の 部分</p>
<p>厚生年金この項において「施行日」という。 前に改正前厚生年金保険法附則第三十三 三條第三項の規定により同項に規定す る減額責任準備金相当額を徴収するこ ととされた施行日において清算中の特 定基金（同條第一項に規定する特定基 金をいう。以下「特定基金」という。）</p>	<p>第八厚 生年金 第一項 第一項 第一項</p>	<p>第一項 第一項 第一項</p>	<p>第八法 十四條各 号列記 以の 部分</p>
<p>第八法 第六百十二 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた改正前厚生年金保険法 第一附則第三十八條第一項において準用す る改正前確定給付企業年金法第百十四 條第一項</p>	<p>第八法 第六百十二 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた改正前厚生年金保険法 第一附則第三十八條第一項において準用す る改正前確定給付企業年金法第百十四 條第一項</p>	<p>第八法 第六百十二 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた改正前厚生年金保険法 第一附則第三十八條第一項において準用す る改正前確定給付企業年金法第百十四 條第一項</p>	<p>第八法 第六百十二 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた改正前厚生年金保険法 第一附則第三十八條第一項において準用す る改正前確定給付企業年金法第百十四 條第一項</p>
<p>第十四條第五項の有価証券の価額として算定した 額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年 金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定 する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金 特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立 てられたものとみなす。 （納付計画の承認の申請をした特定基金に関す る読替え等）</p> <p>第三十三條 平成二十五年度改正法附則第二十八條 第一項の規定によりなおその効力を有するもの とされた同項に規定する改正前厚生年金保険法 の規定（当該規定において準用する改正前確定 給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を 含む。以下この項において同じ。）を適用する場 合においては、同條第一項の規定によるほか、 次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第十四條 第三項 第四項 第五項</p>	<p>第十四條 第三項 第四項 第五項</p>	<p>第十四條 第三項 第四項 第五項</p>

<p>附則第三十三條第三項に</p>	<p>法附則第二十七條第三十二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十三條第三項に</p>
--------------------	---

<p>3 平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四條の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二條から第八十八條までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="116 672 383 1120"> <p>第八條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p> </td> <td data-bbox="383 672 766 1120"> <p>厚生年金（以下この項において「施行日」という。）の項において「施行日」というのは、平成二十五年改正法の施行の日（以下「施行日」という。）を指すものとする。</p> </td> <td data-bbox="766 672 1149 1120"> <p>第八條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p> </td> <td data-bbox="1149 672 1495 1120"> <p>第八條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p> </td> </tr> </table>	<p>第八條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>	<p>厚生年金（以下この項において「施行日」という。）の項において「施行日」というのは、平成二十五年改正法の施行の日（以下「施行日」という。）を指すものとする。</p>	<p>第八條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>	<p>第八條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>
<p>第八條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>	<p>厚生年金（以下この項において「施行日」という。）の項において「施行日」というのは、平成二十五年改正法の施行の日（以下「施行日」という。）を指すものとする。</p>	<p>第八條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>	<p>第八條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>		

<p>第八條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>	<p>第八條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>	<p>第八條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>	<p>第八條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>
---	---	---	---

<p>附則第三十三條第三項に</p>	<p>法附則第二十七條第三十二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十三條第三項に</p>	<p>4 平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。</p>	<p>基金に関する政令（平成二十六年政令第七十号）第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令</p>
--------------------	---	--	--

<p>に六項第四附則第三項</p>	<p>附則第三項</p>	<p>附則第三項</p>	<p>附則第三項</p>	<p>「施行日」という。前平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（同条の規定による改正前の前条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条において「特定基金」という。）</p>
<p>す準に一八附則第三項</p>	<p>附則第三項</p>	<p>附則第三項</p>	<p>附則第三項</p>	<p>項において「施行日」という。）前平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（同条の規定による改正前の前条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条において「特定基金」という。）</p>
<p>項第六項第四附則第三項</p>	<p>附則第三項</p>	<p>附則第三項</p>	<p>附則第三項</p>	<p>項において「施行日」という。）前平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（同条の規定による改正前の前条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条において「特定基金」という。）</p>
<p>項第六項第四附則第三項</p>	<p>附則第三項</p>	<p>附則第三項</p>	<p>附則第三項</p>	<p>項において「施行日」という。）前平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（同条の規定による改正前の前条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条において「特定基金」という。）</p>

<p>当該解当該特定基金 散厚生年金基金</p>	<p>附則第三十八年企業年金法 第三項の項において「平成二十五年度改正法附則第二十八年企業年金法」を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八年企業年金法</p>	<p>三項の項において「平成二十五年度改正法附則第二十八年企業年金法」を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八年企業年金法</p>	<p>一の項において「平成二十五年度改正法附則第二十八年企業年金法」を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八年企業年金法</p>	<p>二項の項において「平成二十五年度改正法附則第二十八年企業年金法」を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八年企業年金法</p>	<p>一の項において「平成二十五年度改正法附則第二十八年企業年金法」を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八年企業年金法</p>
<p>項三條第のものとされた改正前厚生年金保険法第三項又附則第三十四條第五項の規定により第一は第三散した平成二十五年度改正法の施行日第十四條（以下この項において「施行日」といふ。）前に改正前厚生年金保険法附則第五項の項において「平成二十五年度改正法附則第三十四條第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三條第一項に規定した特定基金をいひ、施行日において清算中のものに限る。次号において「特定基金」といふ。）</p>	<p>法附則第二十七條第三十二項の規定によりなおその効力を有する三條第のものとされた改正前厚生年金保険法第三項に附則第三十三條第三項に</p>	<p>平成二十五年度改正法附則第二十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第十四條の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二條から第八十八條までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年度改正法第六十三號。以下「平成二十五年度改正法」といふ。）附則第二十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年度改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」といふ。）附則第三十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」といふ。）</p>	<p>厚生年金（以下この項において「厚生年金」といふ。）の項において「施行日」といふ。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十四條第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三條第一項に規定する特定基金をいひ、施行日において清算中</p>	
<p>のものとされる。以下「特定基金」といふ。）</p>	<p>第八條厚生特定基金 第十二條年金 第十三條厚生散特定基金 第十三條厚生散特定基金 第十三條厚生散特定基金 第十三條厚生散特定基金</p>	<p>法附則第二十八條第三十二項の規定によりなおその効力を有する三條第のものとされた改正前厚生年金保険法第三項に附則第三十三條第三項に</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年度改正法第六十三號。以下「平成二十五年度改正法」といふ。）附則第二十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年度改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」といふ。）附則第三十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」といふ。）</p>	<p>厚生年金（以下この項において「厚生年金」といふ。）の項において「施行日」といふ。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十四條第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三條第一項に規定する特定基金をいひ、施行日において清算中</p>	
<p>平成二十五年度改正法附則第二十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」といふ。）</p>	<p>第八條厚生散特定基金 第十三條厚生散特定基金 第十三條厚生散特定基金 第十三條厚生散特定基金</p>	<p>平成二十五年度改正法附則第二十八條第三十二項の規定によりなおその効力を有する三條第のものとされた改正前厚生年金保険法第三項に附則第三十三條第三項に</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年度改正法第六十三號。以下「平成二十五年度改正法」といふ。）附則第二十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年度改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」といふ。）附則第三十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」といふ。）</p>	<p>厚生年金（以下この項において「厚生年金」といふ。）の項において「施行日」といふ。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十四條第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三條第一項に規定する特定基金をいひ、施行日において清算中</p>	

る月数に対応する別表の下欄に定める金額に基づき付録の式により定まる金額とする。

2 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める月数は、同条第一項に規定する退職金共済契約（付録において「退職金共済契約」という。）の被共済者（以下この項及び付録において「被共済者」という。）が存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数を上限とする各月数（以下この項及び付録において「各月数」という。）のうち、付録の式により各月数により定まる金額が同条第二項に規定する交付額（付録において「交付額」という。）を超えない範囲内において最大となるもの（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十八条、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項に基づく申出に係る被共済者にあつては、零月）とする。

（平成二十五年改正法附則第三十六条第三項第一号及び第八項の政令で定める利率）

第四十四条 平成二十五年改正法附則第三十六条第三項第一号及び第八項の政令で定める利率は、中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第八条に規定する利率とする。

（存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が解散前から引き続き退職金共済契約を締結している場合において準用する平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定の読替え）

第四十五条 平成二十五年改正法附則第三十六条第七項において同条第一項の規定を準用する場合においては、同条第七項の規定によるほか、同条第一項中「被共済者として」とあるのは「被共済者とする」と、「締結した」とあるのは「当該解散する前から引き続き締結している」と、「附則第三十六条第一項」とあるのは「附則第三十六条第七項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（解散基金加入員への通知について準用する平成二十五年改正法附則第三十六条第六項の規定の読替え）

第四十六条 平成二十五年改正法附則第三十六条第十項において同条第六項の規定を準用する場合においては、同条第十項の規定によるほか、同条第六項中「第一項」とあるのは、「次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項

（設立に必要な被保険者数の特例）

第四十七条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第一項の規定に基づき給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする存続厚生年金基金若しくは平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる理由により解散をしようとする存続厚生年金基金に対する第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金基金令第一条の規定の適用については、厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十一号）附則第二条の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第一条第一項中「千人」とあり、及び同条第二項中「五千人」とする。ただし、一の適用事業所の事業主が他の適用事業所の事業主と業務、資本金その他について密接な関係を有するものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合にあつては、千人」とあるのは、「十人」とする。

（審査請求及び再審査請求に関する経過措置）

第四十八条 旧厚生年金基金が行った処分又は賦課に関する改正前厚生年金保険法第百六十九条において準用する改正前厚生年金保険法第九十条第一項及び第二項又は第九十一条の規定による審査請求又は再審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

第三章 存続連合会等に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項

第四十九条 平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十四受給権者	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
第九十八条第大臣	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第九十八条第大臣	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
第九十八条第大臣	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第九十八条第大臣	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
第九十八条第大臣	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）

第一條の規定による改正前	第一條の規定による改正前
第二條の規定による改正前	第二條の規定による改正前
第三條の規定による改正前	第三條の規定による改正前
第四條の規定による改正前	第四條の規定による改正前
第五條の規定による改正前	第五條の規定による改正前
第六條の規定による改正前	第六條の規定による改正前
第七條の規定による改正前	第七條の規定による改正前
第八條の規定による改正前	第八條の規定による改正前
第九條の規定による改正前	第九條の規定による改正前
第十條の規定による改正前	第十條の規定による改正前
第十一條の規定による改正前	第十一條の規定による改正前
第十二條の規定による改正前	第十二條の規定による改正前
第十三條の規定による改正前	第十三條の規定による改正前
第十四條の規定による改正前	第十四條の規定による改正前
第十五條の規定による改正前	第十五條の規定による改正前
第十六條の規定による改正前	第十六條の規定による改正前
第十七條の規定による改正前	第十七條の規定による改正前
第十八條の規定による改正前	第十八條の規定による改正前
第十九條の規定による改正前	第十九條の規定による改正前
第二十條の規定による改正前	第二十條の規定による改正前
第二十一條の規定による改正前	第二十一條の規定による改正前
第二十二條の規定による改正前	第二十二條の規定による改正前
第二十三條の規定による改正前	第二十三條の規定による改正前
第二十四條の規定による改正前	第二十四條の規定による改正前
第二十五條の規定による改正前	第二十五條の規定による改正前
第二十六條の規定による改正前	第二十六條の規定による改正前
第二十七條の規定による改正前	第二十七條の規定による改正前
第二十八條の規定による改正前	第二十八條の規定による改正前
第二十九條の規定による改正前	第二十九條の規定による改正前
第三十條の規定による改正前	第三十條の規定による改正前
第三十一條の規定による改正前	第三十一條の規定による改正前
第三十二條の規定による改正前	第三十二條の規定による改正前
第三十三條の規定による改正前	第三十三條の規定による改正前
第三十四條の規定による改正前	第三十四條の規定による改正前
第三十五條の規定による改正前	第三十五條の規定による改正前
第三十六條の規定による改正前	第三十六條の規定による改正前
第三十七條の規定による改正前	第三十七條の規定による改正前
第三十八條の規定による改正前	第三十八條の規定による改正前
第三十九條の規定による改正前	第三十九條の規定による改正前
第四十條の規定による改正前	第四十條の規定による改正前
第四十一條の規定による改正前	第四十一條の規定による改正前
第四十二條の規定による改正前	第四十二條の規定による改正前
第四十三條の規定による改正前	第四十三條の規定による改正前
第四十四條の規定による改正前	第四十四條の規定による改正前
第四十五條の規定による改正前	第四十五條の規定による改正前
第四十六條の規定による改正前	第四十六條の規定による改正前
第四十七條の規定による改正前	第四十七條の規定による改正前
第四十八條の規定による改正前	第四十八條の規定による改正前
第四十九條の規定による改正前	第四十九條の規定による改正前
第五十條の規定による改正前	第五十條の規定による改正前
第五十一條の規定による改正前	第五十一條の規定による改正前
第五十二條の規定による改正前	第五十二條の規定による改正前
第五十三條の規定による改正前	第五十三條の規定による改正前
第五十四條の規定による改正前	第五十四條の規定による改正前
第五十五條の規定による改正前	第五十五條の規定による改正前
第五十六條の規定による改正前	第五十六條の規定による改正前
第五十七條の規定による改正前	第五十七條の規定による改正前
第五十八條の規定による改正前	第五十八條の規定による改正前
第五十九條の規定による改正前	第五十九條の規定による改正前
第六十條の規定による改正前	第六十條の規定による改正前
第六十一條の規定による改正前	第六十一條の規定による改正前
第六十二條の規定による改正前	第六十二條の規定による改正前
第六十三條の規定による改正前	第六十三條の規定による改正前
第六十四條の規定による改正前	第六十四條の規定による改正前
第六十五條の規定による改正前	第六十五條の規定による改正前
第六十六條の規定による改正前	第六十六條の規定による改正前
第六十七條の規定による改正前	第六十七條の規定による改正前
第六十八條の規定による改正前	第六十八條の規定による改正前
第六十九條の規定による改正前	第六十九條の規定による改正前
第七十條の規定による改正前	第七十條の規定による改正前
第七十一條の規定による改正前	第七十一條の規定による改正前
第七十二條の規定による改正前	第七十二條の規定による改正前
第七十三條の規定による改正前	第七十三條の規定による改正前
第七十四條の規定による改正前	第七十四條の規定による改正前
第七十五條の規定による改正前	第七十五條の規定による改正前
第七十六條の規定による改正前	第七十六條の規定による改正前
第七十七條の規定による改正前	第七十七條の規定による改正前
第七十八條の規定による改正前	第七十八條の規定による改正前
第七十九條の規定による改正前	第七十九條の規定による改正前
第八十條の規定による改正前	第八十條の規定による改正前
第八十一條の規定による改正前	第八十一條の規定による改正前
第八十二條の規定による改正前	第八十二條の規定による改正前
第八十三條の規定による改正前	第八十三條の規定による改正前
第八十四條の規定による改正前	第八十四條の規定による改正前
第八十五條の規定による改正前	第八十五條の規定による改正前
第八十六條の規定による改正前	第八十六條の規定による改正前
第八十七條の規定による改正前	第八十七條の規定による改正前
第八十八條の規定による改正前	第八十八條の規定による改正前
第八十九條の規定による改正前	第八十九條の規定による改正前
第九十條の規定による改正前	第九十條の規定による改正前
第九十一條の規定による改正前	第九十一條の規定による改正前
第九十二條の規定による改正前	第九十二條の規定による改正前
第九十三條の規定による改正前	第九十三條の規定による改正前
第九十四條の規定による改正前	第九十四條の規定による改正前
第九十五條の規定による改正前	第九十五條の規定による改正前
第九十六條の規定による改正前	第九十六條の規定による改正前
第九十七條の規定による改正前	第九十七條の規定による改正前
第九十八條の規定による改正前	第九十八條の規定による改正前
第九十九條の規定による改正前	第九十九條の規定による改正前
第一百條の規定による改正前	第一百條の規定による改正前

第九十八条第大臣	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
第九十八条第大臣	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第九十八条第大臣	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
第九十八条第大臣	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第九十八条第大臣	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
第九十八条第大臣	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）

第九十八条第大臣	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
第九十八条第大臣	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第九十八条第大臣	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
第九十八条第大臣	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第九十八条第大臣	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
第九十八条第大臣	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）

<p>第四項 第二の権利義務を移転すること 「年金給付等積立金」という。）</p>	<p>老齢年金給付等積立金 給付の支給に關する権利義務の移転又は年金給付等積立金若しくは脱退一時金相當額</p>	<p>第五十條 老齢年金給付等積立金 給付の支給に關する義務又は移転又は脱退一時金相當額</p>	<p>第五十條 平成一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項（</p>	<p>第四項 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十八條第一項の規定によりなされた</p>	<p>列記する各号</p>
<p>外部の部</p>	<p>第五十條 第五十條第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第百五十三條第一項第二号</p>	<p>第五十條 第五十條第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第百五十三條第一項第三号</p>	<p>第五十條 第五十條第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第百五十三條第一項第二号</p>	<p>第五十條 第五十條第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第百五十三條第一項第三号</p>	<p>第六号</p>
<p>第五十條 第三條及第四條 第四條 第一項に掲して</p>	<p>第五十條 第二號 第七號まで</p>	<p>第五十條 加入員及平成一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第百五十九條の二第一項</p>	<p>第五十條 加入員及平成一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第百五十九條の二第一項</p>	<p>第五十條 加入員及平成一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第百五十九條の二第一項</p>	<p>おいて</p>
<p>第三條 第一項</p>	<p>第五十條 基金 （以下同じ）及び積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一條の二第一項に規定する中途脱退者、同法第八十九條第六項に規定する終了制度加入者等及び同法第九十一條の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てらるべき積立金をいう。）（以下「年金給付等積立金等」という）</p>	<p>第五十條 加入員及平成一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第百五十九條の二第一項</p>	<p>第五十條 加入員及平成一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第百五十九條の二第一項</p>	<p>第五十條 加入員及平成一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第百五十九條の二第一項</p>	<p>存続連合会 存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十一條第一項から第四項までの規定によりなされた改正前厚生年金保険法及び平成二十五年改正法に基づき確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付</p>

<p>企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。から移換を受ける額並びに存続連合会が平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法に基づき企業型年金（確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。）の資産管理機関（同条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。）から移換を受ける</p>	<p>年金給付等積立金等</p>	<p>第五十法 平成二十五年改正法附則第三十条第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法の十九号</p>	<p>第五十法 平成二十五年改正法附則第三十条第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法の十九号</p>	<p>第五十法 平成二十五年改正法附則第三十条第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法の十九号</p>	<p>第五十法 平成二十五年改正法附則第三十条第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法の十九号</p>
<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>
<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>
<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>第十九条 第三百三十六条の三第一項第五号イ</p>

<p>第一号 掛金収入 （代行給付に要する費用にその効力を有するものとのに係るものを除く。）</p>	<p>第一号 十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。） 掛金収入存続連合会が平成二十五年改（代行給付に要する費用にその効力を有するものとのに係るものを除く。） 正法附則第六十一條第一項から第四項までの規定によりなる費用にその効力を有するものとのに係るものた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法及び平成二十五年改正法に基づき平成二十五年改正法附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金から交付を受ける額（代行給付に要する費用に係るものを除く。） 存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十三條第一項から第四項までの規定によりな おその効力を有するものた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法及び平成二十五年改正法に基づき確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第三十條第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。）から移換を受ける額並びに存続連合会が平成二十五年改正法附則第三十八條第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法に基づき企業型年金（確定拠出年金法第二條第二項に規定する企業型年金をいう。）の資産管理機関（同條第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。）から移換を受ける額</p>
--	--

<p>附則第三基金 六條に年金給付等積立金及び積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十條の二第一項に規定する中途退者、同法第八十九條第六項に規定する終了制度加入者等及び同法第九十一條の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。）</p>	<p>附則第三基金 存続連合会 六條に年金給付等積立金及び積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十條の二第一項に規定する中途退者、同法第八十九條第六項に規定する終了制度加入者等及び同法第九十一條の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。）</p>
---	---

<p>第二節 （基金中途退者の加入員であつた期間） 第五十條 平成二十五年改正法附則第四十條第一項第一号の厚生年金基金の加入員であつた期間</p>	<p>第二節 存続連合会の業務等に関する事項 第五十二條 存続連合会が平成二十五年改正法附則第四十條第九項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社（同項に規定する信託会社をいう。）次項において同じ。）信託業務を営む金融機関、生命保険会社（同條第九項に規定する生</p>
---	--

は、老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間の計算の例により計算するものとし、第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四條及び第四十一條の三の五第二項、第三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八條の三第一項並びに第六十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二條の五の三第二項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間があるときは、当該厚生年金基金の加入員であつた期間に当該老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間を加えるものとする。

2 平成二十五年改正法附則第四十條第一項第一号の政令で定める期間は、二十年とする。
（確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う特例措置）

第五十條の二 確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）第四條の規定による改正後の確定給付企業年金法第八十一條の二第一項に規定する中途退者に対する平成二十五年改正法附則第四十六條の規定により存続連合会が確定給付企業年金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十條第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換を受ける場合における同号の規定の適用については、同号中「改正後確定給付企業年金法」とあるのは、「確定給付企業年金法」とする。
（存続連合会の附帯事業）

第五十一條 平成二十五年改正法附則第四十條第四項第三号の存続連合会が行うことができる事業は、次に掲げるのとおりとする。

- 一 会員の行う事業についての助言及び連絡
- 二 会員に関する教育、情報の提供及び相談
- 三 会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究
- 四 前三号に掲げるもののほか、会員の健全な発展を図るために必要な事業

（存続連合会の業務の委託）

第五十二條 存続連合会が平成二十五年改正法附則第四十條第九項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社（同項に規定する信託会社をいう。）次項において同じ。）信託業務を営む金融機関、生命保険会社（同條第九項に規定する生

命保険会社をいう。次項において同じ。及び農業協同組合連合会（同条第九項に規定する農業協同組合連合会をいう。次項において同じ。）以外の法人に委託する場合は、第三項第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十九条第一項に規定する指定法人に委託しなければならない。

2 存続連合会が平成二十五年改正法附則第四十条第九項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託する場合には、存続連合会の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

第三節 基金中途脱退者等に対する給付等に関する事項

第五十三条 平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三項第三項、第四十六項第三項、第四十七項第三項及び第四十九項の二第一項の規定により存続連合会が支給する存続連合会老齢給付金及び存続連合会遺族給付金、平成二十五年改正法附則第四十四項第三項及び第四十八項第三項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならぬ。

(存続連合会老齢給付金等の額の基準)
 第三項、第四十三項第三項、第四十六項第三項、第四十七項第三項及び第四十九項の二第一項の規定により存続連合会が支給する存続連合会老齢給付金及び存続連合会遺族給付金並びに平成二十五年改正法附則第四十五項第三項及び第四十九項第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金の額は、平成二十五年改正法附則第四十二項第三項、第四十三項第三項、第四十四項第三項、第四十五項第三項、第四十六項第三項、第四十七項第三項、第四十八項第三項、第四十九項第三項及び第四十九項の二第一項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならぬ。

(存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金等に関する読替え)

第五十四条 平成二十五年改正法附則第四十五項第四項において改正後確定給付企業年金法第五十四条の規定を準用する場合には、同条第十四条の規定を準用する場合には、同条中「加入者又は加入者であった者」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法

律（平成二十五年法律第六十三号）附則第四十五条第一項に規定する解散基金加入員等」と読み替えるものとする。

2 平成二十五年改正法附則第四十九項第四項において改正後確定給付企業年金法第五十四条の規定を準用する場合には、同条中「加入者又は加入者であった者」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第四十九項第一項に規定する終了制度加入者等」と読み替えるものとする。

3 平成二十五年改正法附則第五十一条において改正後確定給付企業年金法第三十四条、第三十六条第一項、第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十二条から第四十八条まで及び第五十二条から第五十四条までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三老齢給付金	第三老齢給付金の額に、平成二十五年改正法附則第四十二項第三項、第四十三項第三項、第四十四項第三項、第四十五項第三項、第四十六項第三項、第四十七項第三項、第四十八項第三項、第四十九項第三項及び第四十九項の二第一項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならぬ。
第三老齢給付金	第三老齢給付金の額に、平成二十五年改正法附則第四十二項第三項、第四十三項第三項、第四十四項第三項、第四十五項第三項、第四十六項第三項、第四十七項第三項、第四十八項第三項、第四十九項第三項及び第四十九項の二第一項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならぬ。
第三老齢給付金	第三老齢給付金の額に、平成二十五年改正法附則第四十二項第三項、第四十三項第三項、第四十四項第三項、第四十五項第三項、第四十六項第三項、第四十七項第三項、第四十八項第三項、第四十九項第三項及び第四十九項の二第一項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならぬ。
第三老齢給付金	第三老齢給付金の額に、平成二十五年改正法附則第四十二項第三項、第四十三項第三項、第四十四項第三項、第四十五項第三項、第四十六項第三項、第四十七項第三項、第四十八項第三項、第四十九項第三項及び第四十九項の二第一項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならぬ。
第三老齢給付金	第三老齢給付金の額に、平成二十五年改正法附則第四十二項第三項、第四十三項第三項、第四十四項第三項、第四十五項第三項、第四十六項第三項、第四十七項第三項、第四十八項第三項、第四十九項第三項及び第四十九項の二第一項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならぬ。

加入者又は加入者であった者
 又平成二十五年改正法附則第四十二条第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等又は平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業年金加入者であった者

加入者又は加入者であった者
 又平成二十五年改正法附則第四十二条第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等又は平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業年金加入者であった者

加入者又は加入者であった者
 又平成二十五年改正法附則第四十二条第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等又は平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業年金加入者であった者

加入者又は加入者であった者
 又平成二十五年改正法附則第四十二条第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等又は平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業年金加入者であった者

加入者又は加入者であった者
 又平成二十五年改正法附則第四十二条第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等又は平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業年金加入者であった者

加入者又は加入者であった者
 又平成二十五年改正法附則第四十二条第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等又は平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業年金加入者であった者

加入者又は加入者であった者
 又平成二十五年改正法附則第四十二条第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等又は平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業年金加入者であった者

加入者又は加入者であった者
 又平成二十五年改正法附則第四十二条第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等又は平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業年金加入者であった者

加入者又は加入者であった者
 又平成二十五年改正法附則第四十二条第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等又は平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業年金加入者であった者

加入者又は加入者であった者
 又平成二十五年改正法附則第四十二条第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等又は平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業年金加入者であった者

第五十五条 (準用規定) 改正後確定給付企業年金法施行令第二十五条及び第二十六条の規定は存続連合会が

<p>第二十九号 給付金</p>	<p>支給する存続連合会老齢給付金、存続連合会障害給付金及び「存続連合会遺族給付金等」という条において「存続連合会老齢給付金等」という。）について、改正後確定給付企業年金法施行令第二十九条の規定は存続連合会が支給する存続連合会老齢給付金について、改正後確定給付企業年金法施行令第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は存続連合会が支給する平成二十五年改正法附則第四十二條第三項、第四十三條第三項、第四十四條第三項、第四十六條第三項、第四十七條第三項、第四十八條第三項及び第四十九條の二第一項の存続連合会遺族給付金について、改正後確定給付企業年金法施行令第三十四條（第一号に係る部分に限る。）の規定は存続連合会が支給する平成二十五年改正法附則第四十二條第三項、第四十三條第三項、第四十四條第三項、第四十六條第三項、第四十七條第三項、第四十八條第三項、第四十九條第三項及び第四十九條の二第一項の存続連合会遺族給付金並びに存続連合会障害給付金について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行令の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第二十六法 第一項 及び第二十九條各号列記以外の部分</p>	<p>第二十五法 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法</p>	<p>第二十九号 給付金</p>	<p>第二十九号 給付金</p>	<p>第二十九号 給付金</p>	<p>第二十九号 給付金</p>
------------------	---	---	--	------------------	------------------	------------------	------------------

<p>第二十九号 給付金</p>	<p>第二十九号 給付金</p>	<p>第二十九号 給付金</p>	<p>第二十九号 給付金</p>	<p>第二十九号 給付金</p>	<p>第二十九号 給付金</p>	<p>第二十九号 給付金</p>	<p>第二十九号 給付金</p>
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

年改正法附則第四十條第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）とあるのは「確定給付企業年金脱退一時金相当額」と、「基金中途脱退者」とあるのは「確定給付企業年金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十條第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。）」と読み替えるものとする。

3 改正後確定給付企業年金法施行令第五十條の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項に規定する申出について準用する。

第五十七條 平成二十五年改正法附則第四十二條第一項の規定により基金脱退一時金相当額の移換の申出を受けた存続厚生年金基金又は平成二十五年改正法附則第四十三條第一項、第四十四條第一項若しくは第四十五條第一項の規定により残余財産の移換の申出を受けた解散した存続厚生年金基金の清算人は、当該基金脱退一時金相当額又は残余財産の存続連合会への移換の申出があつた旨を、存続連合会へ通知しなければならない。

2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四十六條第一項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は平成二十五年改正法附則第四十七條第一項、第四十八條第一項若しくは第四十九條第一項の規定により残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人について準用する。

（差別的取扱いの禁止）

第五十八條 存続連合会老齢給付金等の額は、存続連合会がこれらの給付の支給に関する義務を負つてゐる者のうち特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。

第五十九條 存続連合会は、基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十條第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。）又は企業年金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十九條の二第一項に規定する企業年金加入者であつた者をいう。以下この条において同じ。）の求めがあつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者又は企業年金加入者であつた者に係る存続連合会の給付に関する事項その他基金脱退一時金相当額、

確定給付企業年金脱退一時金相当額又は個人別管理資産（確定拠出年金法第二十二條第二項に規定する個人別管理資産をいう。）の移換に關して必要な事項について、当該基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者又は企業年金加入者であつた者に説明しなければならぬ。

（解散しようとする基金等の基金中途脱退者に係る措置の特例）

第六十條 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二條第一項の規定による認可を受けた存続厚生年金基金（以下「解散しようとする基金等」という。）が平成二十五年改正法附則第四十二條第二項の規定に基づき移換する基金脱退一時金相当額は、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二條第二項に規定する額（厚生年金保険法第四十四條の三第一項の規定による申出（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）をした者に存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付については、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二條第四項に規定する額）を超える部分の額とする。

2 解散しようとする基金等が基金脱退一時金相当額の存続連合会への移換を申し出た基金中途脱退者に対して老齢年金給付を支給する場合においては、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二條第二項の規定による適用については、同項中「二」を超えるもの」とあるのは、「以上」とする。

第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項

（存続連合会から存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等の申出）

第六十一條 平成二十五年改正法附則第五十三條第一項の規定による施行前基金中途脱退者等（同項に規定する施行前基金中途脱退者をいう。以下同じ。）の権利義務の移換の申出及び同条第五項の規定による施行前基金中途脱退者等の年金給付等積立金（同項に規定する年金給付等積立金をいう。次条第二項及び第三項第一号において同じ。）の移換の申出は、厚生労働

省令で定めるところにより、施行前基金中途脱退者等が存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十四條第一項の規定による施行後基金中途脱退者等（同項に規定する施行後基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）の積立金（同項に規定する積立金をいう。）の移換の申出について準用する。

3 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十五條第一項の規定による老齢基金中途脱退者等（同項に規定する老齢基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）の年金給付等積立金等（同項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。）の移換の申出について準用する。

4 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十六條第一項の規定による老齢基金中途脱退者等の年金給付等積立金等の移換の申出について準用する。

5 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十七條第一項の規定による老齢確定給付企業年金中途脱退者等（同項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。）の積立金（同項に規定する積立金をいう。次項及び第七項において同じ。）の移換の申出について準用する。

6 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十八條第一項の規定による老齢確定給付企業年金中途脱退者等の積立金の移換の申出について準用する。

7 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十九條第一項の規定による老齢確定給付企業年金中途脱退者等の積立金の移換の申出について準用する。

8 改正後確定給付企業年金法施行令第五十條の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前三項に規定する申出について準用する。
（他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入者期間等の取扱い）
第六十二條 甲基金が平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により権利義務を承継したときは、施行前基金中途脱退者等に係る平成二十五年改正法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第五項の規定により存続連合会が老齢年金給付の支給に関する義務

を承継した乙基金又は平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第一項の解散をした丙基金の加入員であつた期間は、甲基金の加入員であつた期間とみなす。

2 存続厚生年金基金が、平成二十五年改正法附則第五十三條第六項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたとき、平成二十五年改正法附則第五十四條第二項の規定により積立金（同項第一項に規定する積立金をいう。第二号及び次項第二号において同じ。）の移換を受けたとき、又は平成二十五年改正法附則第五十七條第二項の規定により積立金（同条第一項に規定する積立金をいう。第三号及び次項（第二号を除く。）において同じ。）の移換を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、施行前基金中途脱退者等、施行後基金中途脱退者等又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る当該各号に定める期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該施行前基金中途脱退者等、施行後基金中途脱退者等又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五十三條第六項の規定により年金給付等積立金の移換を受けた場合 平成二十五年改正法附則第六十一條の二とされた改正前厚生年金保険法第六十條の二第二項の規定により存続連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條の二の解散した旧厚生年金基金の加入員であつた期間

二 平成二十五年改正法附則第五十四條第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 平成二十五年改正法附則第四十二條第二項の規定により存続連合会に移換された基金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第三十六條第一項に規定する解散基金加入員をいう。次条第二号及び第六十四條の二において同じ。）であつた期間

三 平成二十五年改正法附則第五十七條第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 平

成二十五年改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第二項若しくは平成二十五年改正法附則第四十六條第二項の規定により存続連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間、平成二十五年改正法附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の三第一項若しくは平成二十五年改正法附則第四十七條第一項に規定する終了制度加入者等であつた期間又は平成二十五年改正法附則第三十八條第三項の規定により読み替へて適用する確定拠出年金法第五十四條の五第二項の規定により存続連合会に移換された個人別管理資産の算定の基礎となつた期間

3 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、平成二十五年改正法附則第五十五條第二項の規定により年金給付等積立金等の移換を受けたとき、又は平成二十五年改正法附則第五十八條第二項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、老齢基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十五條第一項に規定する老齢基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る当該各号に定める期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該老齢基金中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五十五條第二項の規定により年金給付等積立金の移換を受けた場合 前項第一号に定める期間

二 平成二十五年改正法附則第五十五條第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 前項第二号に定める期間

三 平成二十五年改正法附則第五十八條第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 前項第三号に定める期間

第六十三條 平成二十五年改正法附則第五十三條第四項の年金給付等積立金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 施行前基金中途脱退者等が基金中途脱退者である場合 施行前基金中途脱退者等が老齢

年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齢年金給付の額（平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條の二第三項の規定により存続連合会が当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算額を控除した額）について厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

二 施行前基金中途脱退者等が解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十條の二第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者を含む。）である場合 責任準備金相当額に、施行前基金中途脱退者等に係る平成二十五年改正法附則第三十八條第一項においてなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十條第三項において準用する同条第二項の過去期間代行給付現額の額（以下この号において「過去期間代行給付現額の額」という。）を存続連合会の過去期間代行給付現額の総額で除して得た率を乗じて得た額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

第五節 老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項
（老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する経過措置）
第六十四條 平成二十五年改正法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 2 columns: Old text (中欄) and New text (下欄). The table details the replacement of terms in the old law with new terms in the new law regarding the transfer of obligations.

Table with 2 columns: Old text (中欄) and New text (下欄). The table details the replacement of terms in the old law with new terms in the new law regarding the transfer of obligations.

Table with 2 columns: Old text (中欄) and New text (下欄). The table details the replacement of terms in the old law with new terms in the new law regarding the transfer of obligations.

Table with 2 columns: Old text (中欄) and New text (下欄). The table details the replacement of terms in the old law with new terms in the new law regarding the transfer of obligations.

Table with 2 columns: Old text (中欄) and New text (下欄). The table details the replacement of terms in the old law with new terms in the new law regarding the transfer of obligations.

第三項	第六十條	第三十條	第四條	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項	第二十項	第二十一項	第二十二項	第二十三項	第二十四項	第二十五項	第二十六項	第二十七項
<p>2 平成二十五年改正法附則第六十一條第一項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二條、第五十四條第一項及び第六十一條の規定並びに同項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九條及び第二十八條第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>																														
															<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）</p>															

第六十一項	第六十二項	第六十三項	第六十四項	第六十五項	第六十六項	第六十七項	第六十八項	第六十九項	第七十項	第七十一項	第七十二項	第七十三項	第七十四項	第七十五項	第七十六項	第七十七項	第七十八項	第七十九項	第八十項	第八十一項	第八十二項	第八十三項	第八十四項	第八十五項	第八十六項	第八十七項	第八十八項	第八十九項	第九十項	第九十一項
<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）</p>																														
															<p>国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四條の三第五項の規定により同條第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む</p>															

第六十一項	第六十二項	第六十三項	第六十四項	第六十五項	第六十六項	第六十七項	第六十八項	第六十九項	第七十項	第七十一項	第七十二項	第七十三項	第七十四項	第七十五項	第七十六項	第七十七項	第七十八項	第七十九項	第八十項	第八十一項	第八十二項	第八十三項	第八十四項	第八十五項	第八十六項	第八十七項	第八十八項	第八十九項	第九十項	第九十一項
<p>3 平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、改正前厚生年金保険法第六十二條の二第二項中「基金」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三條第十一號に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）」と、「連合会」とあるのは「同法附則第三條第十三號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）」とする。</p>																														
															<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二條の二、第五十二條の三及び第五十四條第一項の規定並びに同項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九條、第二十六條第一項から第四項まで、第二十七條、第二十七條の二第二項及び第三項（第二号を除く。）並びに第二十八條第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>															

第六十一項	第六十二項	第六十三項	第六十四項	第六十五項	第六十六項	第六十七項	第六十八項	第六十九項	第七十項	第七十一項	第七十二項	第七十三項	第七十四項	第七十五項	第七十六項	第七十七項	第七十八項	第七十九項	第八十項	第八十一項	第八十二項	第八十三項	第八十四項	第八十五項	第八十六項	第八十七項	第八十八項	第八十九項	第九十項	第九十一項
<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）</p>																														
															<p>連合会が老齢年金給付三條第十三號に規定する存続連合会（次条及び第五十四條第一項において「連合会」という。）が老齢年金給付するに支給する時金たる給付並びに法第六十二條第二項の規定により連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付又は法第六十條第二項の規定による給付又は法第六十條第一項の規定による給付</p>															

第五十基金 一項に おいて 準用す る第十 九条	加入員若し くは加入員 であつた者 又はこれら 者の遺族 の者の遺族 の者の遺族 の者の遺族	公的年金制度の健全性及び 信頼性の確保のための厚生 年金保険法等の一部を改正 する法律（平成二十五年法 律第六十三号。以下「平成 二十五年改正法」という。） 附則第三号第十三号に規定 する存続連合会（以下「存 続連合会」という。）
第五十 加入員又 は中途脱 退者又は 解散基金 加入員 の者の遺 族	中途脱退者又は解散基金加 入員の死亡に關し存続連 合が支給する一時金たる給 付	公的年金制度の健全性及び 信頼性の確保のための厚生 年金保険法等の一部を改正 する法律（平成二十五年法 律第六十三号。以下「平成 二十五年改正法」という。） 附則第三号第十三号に規定 する存続連合会（以下「存 続連合会」という。）

第三項 第一号 第五十 法第四 項にお いて準 用する 第二十 八条第 二項	平成二十五年改正法附則第六十一 条第三項の 規定により なその効力 を有するも のとされた 同項に規定 する改正前 厚生年金保 険法の規定 を適用する 場合におい ては、次の 表の上欄に 掲げる字句 は、それぞれ 同表の下欄 に掲げる字 句とする。	平成二十五年改正法附則第六 十一條第二項の規定によ りなその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一條の規定による改 正前の厚生年金保險法（以 下この項において「改正前 厚生年金保險法」という。） 第六十四條第一項におい て準用する改正前厚生年 金保險法
第六十 條第一 項第三 号	公的年金制度の健全性及び信頼 性の確保のための厚生年金保 険法等の一部を改正する法律 （平成二十五年法律第六十三 号。以下「平成二十五年改正 法」という。）附則第三 号第十三号に規定する存続連 合（以下「連合会」という。） 同条第十号に規定する旧厚生 年金基金（以下「基金」とい う。）が 第八十五 平成二十 五年改正 法附則第 八条に規 定する責 任準備金 相当額	平成二十五年改正法附則第六 十一條第二項の規定によ りなその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一條の規定による改 正前の厚生年金保險法（以 下この項において「改正前 厚生年金保險法」という。） 第六十四條第一項におい て準用する改正前厚生年 金保險法

第三項 第二号	平成二十五年改正法附則第六十一 条第三項の 規定の適用 については 、廃止前厚 生年金基金 令第二十 四條の三 （第二号に 係る部分に 限る。） 、第五十二 條の二から 第五十二條 の三の二ま で及び第五 十四條第一 項の規定並 びに同項に おいて準用 する廃止前 厚生年金基 金令第十九 條、第二十 六條第一項 から第四項 まで、第二 十七條、第 二十七條の 二第一項及 び第三項（ 第三号を除 く。）並び に第二十八 條第二項の 規定は、な おその効力 を有する。 この場合に おいて、次 の表の上欄 に掲げる廃 止前厚生年 金基金令の 規定中同表 の中欄に掲 げる字句は 、それぞれ 同表の下欄 に掲げる字 句とする。	平成二十五年改正法附則第六 十一條第二項の規定によ りなその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一條の規定による改 正前の厚生年金保險法（以 下この項において「改正前 厚生年金保險法」という。） 第六十四條第一項におい て準用する改正前厚生年 金保險法
第四十 法第二 項	公的年金制度の健全性及び信 頼性の確保のための厚生年 金保險法等の一部を改正する 法律（平成二十五年法律第六 十三号。以下「平成二十五年 改正法」という。）附則第六 十一條第三項の規定により なその効力を有するものと された平成二十五年改正法 第一條の規定による改正前 の厚生年金保險法（以下「 改正前厚生年金保險法」と いう。）	平成二十五年改正法附則第六 十一條第二項の規定によ りなその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一條の規定による改 正前の厚生年金保險法（以 下この項において「改正前 厚生年金保險法」という。） 第六十四條第一項におい て準用する改正前厚生年 金保險法

第六十二 條第二 項及び 第六十 二條第 二項に 規定す る交付 金並び に規定 する交 付金	平成二十五年改正法附則第六 十一條第三項の規定によ りなその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一條の規定による改 正前の厚生年金保險法（以 下この項において「改正前 厚生年金保險法」という。）	平成二十五年改正法附則第六 十一條第二項の規定によ りなその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一條の規定による改 正前の厚生年金保險法（以 下この項において「改正前 厚生年金保險法」という。） 第六十四條第一項におい て準用する改正前厚生年 金保險法
--	--	--

第五十二條の遺族給付金 四第二項前段 において準用 する第二十六 条の二第一項 及び第三項各 号列記以外の 部分	第五十二條の給付対象者 四第二項前段 において準用 する第二十六 条の二第三項 第三号	解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部 を改正する法律（平成二 十五年法律第六十三号。以 下「平成二十五年改正法」 という。）附則第三条第十 号に規定する旧厚生年金基 金（以下「旧厚生年金基 金」という。）の加入員で あつた者
第五十二條の加入員 給付金 四第二項前段 において準用 する第二十七 条の二第三項 第二号	加入員であつた者 連合会遺族給付金 連合会遺族給付金	解散した旧厚生年金基金の 加入員であつた者
第五十二條の加入員 給付金 四第二項前段 において準用 する第二十七 条の二第三項 第二号	加入員であつた者 連合会遺族給付金 連合会遺族給付金	解散した旧厚生年金基金の 加入員であつた者
第五十二條の加入員 給付金 四第二項前段 において準用 する第二十七 条の二第三項 第二号	加入員であつた者 連合会遺族給付金 連合会遺族給付金	解散した旧厚生年金基金の 加入員であつた者

第二十七條の二 第二項 第五十二條の加入員 給付金 四第二項前段 において準用 する第二十七 条の二第三項 第一号	加入員であつた者 連合会遺族給付金 連合会遺族給付金	解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部 を改正する法律（平成二 十五年法律第六十三号。以 下「平成二十五年改正法」 という。）附則第三条第十 号に規定する旧厚生年金基 金の
第五十二條の法 第五十二條前段 において準用 する第二十七 条の二第三項 第二号	加入員であつた者 連合会遺族給付金 連合会遺族給付金	平成二十五年改正法附則第 三十八條第一項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一條の規定による改 正前の厚生年金保険法
第五十二條の法 第五十二條前段 において準用 する第二十七 条の二第三項 第二号	加入員であつた者 連合会遺族給付金 連合会遺族給付金	平成二十五年改正法附則第 三十八條第一項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一條の規定による改 正前の厚生年金保険法
第五十二條の法 第五十二條前段 において準用 する第二十七 条の二第三項 第二号	加入員であつた者 連合会遺族給付金 連合会遺族給付金	平成二十五年改正法附則第 三十八條第一項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一條の規定による改 正前の厚生年金保険法

加入員に存続連合会が支給する平成二十五年改
正法附則第六十一條第三項の規定によりなおそ
の効力を有するものとされた改正前厚生年金保
険法第六十三條の二に規定する解散基金に係
る老齢年金給付（以下「解散基金に係る老齢年
金給付」という。）について、平成二十五年改
正法附則第六十一條第三項の規定によりなおそ
の効力を有するものとされた改正前厚生年金保
険法第六十三條の三の規定を適用する場合に
おいては、前条第五項の規定により読み替えら
れた改正前厚生年金保険法第六十三條の三第
一項中「老齢厚生年金（被用者年金制度の一元
化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改
正する法律（平成二十四年法律第六十三号）と
あるのは「被用者年金制度の一元化等を図るた
めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律
（平成二十四年法律第六十三号。以下この項に
おいて「平成二十四年一元化法」という。）と、
「改正後の」とあるのは「改正後の第七十八條
の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期
間のうち平成二十四年一元化法第一條の規定に
よる改正後の」と、「に基づくものに限る。以下
この項において同じ。）」とあるのは（以下
この項において「第一号厚生年金被保険者期
間」という。）に基づく「老齢厚生年金」と、「第
四十六條第五項において読み替えられた同條第
一項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び
信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部
を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この
項において「経過措置令」という。）第八十二
條の三の規定により読み替えられた公的年金制
度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金
保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年
法律第六十三号。以下この項において「平成二
十五年改正法」という。）附則第八十六條第一
項の規定によりなおその効力を有するものとさ
れた平成二十五年改正法第一條の規定による改
正前の第四十六條第五項において読み替えられ
た平成二十四年一元化法第一條の規定による改
正後の第四十六條第一項（以下この項において
「読替後の第四十六條第一項」という。）と
、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該第一
号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年
金」と、「第四十四條の三第四項」とあるのは
「当該第一号厚生年金被保険者期間と計算の基
礎とする経過措置令第八十二條の二の規定によ

第五十二條の加入員 給付金 四第二項前段 において準用 する第二十七 条の二第三項 第二号	加入員であつた者 連合会遺族給付金 連合会遺族給付金	解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部 を改正する法律（平成二 十五年法律第六十三号。以 下「平成二十五年改正法」 という。）附則第三条第十 号に規定する旧厚生年金基 金の
第五十二條の加入員 給付金 四第二項前段 において準用 する第二十七 条の二第三項 第二号	加入員であつた者 連合会遺族給付金 連合会遺族給付金	平成二十五年改正法附則第 三十八條第一項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一條の規定による改 正前の厚生年金保険法
第五十二條の加入員 給付金 四第二項前段 において準用 する第二十七 条の二第三項 第二号	加入員であつた者 連合会遺族給付金 連合会遺族給付金	平成二十五年改正法附則第 三十八條第一項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一條の規定による改 正前の厚生年金保険法
第五十二條の加入員 給付金 四第二項前段 において準用 する第二十七 条の二第三項 第二号	加入員であつた者 連合会遺族給付金 連合会遺族給付金	平成二十五年改正法附則第 三十八條第一項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一條の規定による改 正前の厚生年金保険法

り読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和
二十九年政令第十号）第三條の十三の二第一
項の規定により読み替えられた年金制度の機能
強化のための国民年金法等の一部を改正する法
律（令和二年法律第四十号）第五條の規定によ
る改正後の第七十八條の二十八項の規定によ
り読み替えられた第四十四條の三第四項」と、
「支給停止基準額」とあるのは「支給停止
基準額（読替後の第四十六條第一項の規定に
よる支給停止基準額をいう。）」とする。
（移換金に関する経過措置）
第六十五條 平成二十五年改正法附則第六十二條
第一項の規定によりなおその効力を有するもの
とされた同項に規定する改正前厚生年金保険法
の規定を適用する場においては、改正前厚生
年金保険法第六十五條第二項中「連合会」と
あるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性
の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正
する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則
第三条第十三号に規定する存続連合会（以下こ
の条及び第六十五條の四において「連合会」と
いう。）」とする。
2 平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の
規定の適用については、廃止前厚生年金基金令
第五十二條の五の二第一項及び第四項、第五
十二條の五の三（第三項を除く）、第五十二條の
五の四並びに第五十五條の四第二項から第四項
までの規定は、なおその効力を有する。この場
合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生
年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）</p>	<p>第六十六条 平成二十五年改正法附則第六十三条 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。</p>	<p>（確定給付企業年金中途脱退者等に係る措置に関する経過措置）</p>
<p>に第六十五条の五第一項及び第三項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の二第三項</p>	<p>第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の規定により法第九十一条の三第一項に規定する残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人</p>	<p>企業年金連合会（厚生年金改正法附則第三条第十三号の企業年金連合会） 老齢給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金 法第九十一条の二第三項、第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するも 第九十一条の四の二とされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項及び第九十一条の五第三項</p>
<p>第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の規定により法第九十一条の三第一項に規定する残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人</p>	<p>第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の規定により法第九十一条の三第一項に規定する残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>

<p>九十一条の五 金並びに法第 及び遺族給付 る障害給付金 合会が支給す 規定により連 法第九十一条 の四第三項の 規定により連 及び遺族給付 金並びに法第 九十一条の五</p>	<p>老齢給付金及 び遺族給付金 法第九十一条 の四第三項の 規定により連 及び遺族給付 金並びに法第 九十一条の五</p>	<p>企業年金連合 会（厚生年金 保険法第四十 九条第一項 の企業年金連 合会） 存続連合会（平成二十五年 改正法附則第三十三号 に規定する存続連合会）</p>	<p>4 平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の 規定の適用については、改正前確定給付企業年 金法施行令第六十五条の二、第六十五条の四、 第六十五条の五第三項、第六十五条の六及び第 六十五条の七第二項の規定並びに改正前確定給 付企業年金法施行令第六十五条の四において準 用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十 五条、第二十六条、第二十九条、第三十三条 （第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第 三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定 は、なおその効力を有する。この場合におい て、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業 年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>五 十 二 の 用 て お お の 準 に 第 十 三 条</p>	<p>十 五 の 七 に お い て の 準 用 す る 法</p>	<p>脱退一時金相 当額又は残余 財産</p>	<p>第三項の規定 により連合会 が支給する遺 族給付金 法第九十一条 の二第三項、 第九十一条の 第三項、第 九十一条の四 第三項及び第 九十一条の五 第三項 平成二十五年改正法附則第 六十三条第二項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた改正前確定給付 企業年金法第九十一条の三 第一項 同項</p>
<p>三 三 の 用 て お お の 準 に 第 十 三 条</p>	<p>十 五 の 七 に お い て の 準 用 す る 法</p>	<p>脱退一時金相 当額又は残余 財産</p>	<p>第九十一条の七において準 用する改正前確定給付企業 年金法 平成二十五年改正法附則第 六十三条第二項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた改正前確定給付 企業年金法第九十一条の七 において準用する改正前確 定給付企業年金法</p>
<p>二 三 の 用 て お お の 準 に 第 十 三 条</p>	<p>十 五 の 七 に お い て の 準 用 す る 法</p>	<p>脱退一時金相 当額又は残余 財産</p>	<p>6 平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の 規定の適用については、改正前確定給付企業年 金法施行令第六十五条の二、第六十五条の四、 第六十五条の五第三項、第六十五条の六及び第 六十五条の七第二項の規定並びに改正前確定給 付企業年金法施行令第六十五条の四において準 用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十 五条、第二十六条、第三十三条（第一号及び第 二号に係る部分に限る。）及び第三十四条（第 一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその 効力を有する。この場合において、次の表の上 欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>二 三 の 用 て お お の 準 に 第 十 三 条</p>	<p>十 五 の 七 に お い て の 準 用 す る 法</p>	<p>脱退一時金相 当額又は残余 財産</p>	<p>5 平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の 規定によりなおその効力を有するものとされた 同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規 定を適用する場合においては、改正前確定給付 企業年金法第九十一条の四第二項中「連合会」と あるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼 性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改 正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附 則第三十三号に規定する存続連合会（以下 「連合会」という。）とする。</p>

<p>第六法第九十一条の五第三項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の四第三項</p>	<p>（第六十五條の五第三項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の四第三項</p>	<p>企業年金連合会 （厚生年金保険改正法附則第三条第十三号 法第九十一条の五第三項の企業年金連合会）</p>	<p>老齡給付金及び遺族給付金、法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金</p>	<p>法第九十一条の五第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項</p>	<p>第六法第九十一条の五第二項</p>	<p>脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の規定により法第九十一条の三第一項</p>	<p>同項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三條第三項の規定によりなその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第一項</p>	<p>同項</p>
<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>
<p>第七 平成二十五年改正法附則第六十三條第四項の規定によりなその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付</p>	<p>第七 平成二十五年改正法附則第六十三條第四項の規定によりなその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付</p>	<p>第七 平成二十五年改正法附則第六十三條第四項の規定によりなその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付</p>	<p>第七 平成二十五年改正法附則第六十三條第四項の規定によりなその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付</p>	<p>第七 平成二十五年改正法附則第六十三條第四項の規定によりなその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付</p>	<p>第七 平成二十五年改正法附則第六十三條第四項の規定によりなその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付</p>	<p>第七 平成二十五年改正法附則第六十三條第四項の規定によりなその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付</p>	<p>第七 平成二十五年改正法附則第六十三條第四項の規定によりなその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付</p>	<p>第七 平成二十五年改正法附則第六十三條第四項の規定によりなその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付</p>	<p>第七 平成二十五年改正法附則第六十三條第四項の規定によりなその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付</p>
<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の五第三項において準用する法</p>

企業年金法第九十一条の五第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。

8 平成二十五年改正法附則第六十三條第四項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第六十五條の二、第六十五條の四、第六十五條の五第三項、第六十五條の六及び第六十五條の七第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第六十五條の四において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十五條、第二十六條及び第三十四條（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六法第九十一条の五第三項及び第九十一条の三第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三條第四項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下この法律第六十三号。以下この法律第六十五條の五第三項及び第九十一条の三第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三條第四項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正法
---	---

規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金

法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項

平成二十五年改正法附則第六十三條第四項の規定によりなその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項

脱退一時金相当額の移換の六十三條第四項の規定によりなその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項

脱退一時金相当額又は残余財産

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この法律第二十六條第一項及び第三

<p>第八法第百二十五条改正法附則第六十七條第二項の規定によりその例によることと 四百十一項の規定によりその例によることと 第四された改正前確定給付企業年金法第百一十四条第一項</p>	<p>第八法第百二十五条改正法附則第六十七條第十七百一十一項の規定によりその例によることと 第四された改正前確定給付企業年金法第百一十四條第五項</p>	<p>第七法第百二十五条改正法附則第六十七條第二項の規定によりその例によることとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のために厚生年金保険法等の一部を又改正する法律の施行に伴う経過措置に 厚関する政令（平成二十六年政令第七十生年四号） 第三條第二項の規定によりなお金基その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号） 第一條の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）</p>	<p>第八法第百二十五条改正法附則第六十七條第二項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法</p>	<p>第一項 同法 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。） 附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成二十三年法律第五十号。次項において「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>
<p>責任準備責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金相当額をいう。） 第一項に規定する責任準備金をいう。） 当する額 同法第百同項に 十四條第二項に 確定給付平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法</p>	<p>第七節 存続連合会への事務委託に関する事項 第七十一條 平成二十五年改正法附則第六十九條第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>一 次に掲げる額の算定に関する事務 イ 政府が平成二十五年改正法附則第八條の責任準備金相当額 ロ 政府が平成二十五年改正法附則第十條第七項の規定により自主解散型基金から徴収する減額責任準備金相当額 ハ 政府が平成二十五年改正法附則第十三條第一項の規定により自主解散型基金から徴収する年金給付等積立金の額及び当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額 ニ 政府が平成二十五年改正法附則第二十條第三項の規定により清算型基金から徴収する減額責任準備金相当額及び当該清算型基金から徴収する年金給付等積立金の額 ホ 政府が平成二十五年改正法附則第十二條第一項の規定により清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額 ヘ 政府が平成二十五年改正法附則第三十一條第一項の規定により清算未了特定基金の設立事業所の事業主から徴収する平成二十五年改正法附則第三十條第四項第一号に掲げる額</p>	<p>第二項 同法第百同項に 十四條第二項に 確定給付平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法</p>	
<p>二 解散した存続厚生年金基金の加入員であった者に対する老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。第三項第二号において同じ。）の支給に必要な記録の整理に関する事務 2 平成二十五年改正法附則第六十九條第一項の規定により存続連合会の業務が行われる場合においては、平成二十五年改正法附則第四十條第九項中「その業務」とあるのは、「その業務（附則第六十九條第一項の規定により存続連合会が行うものを除く。）とする。 3 平成二十五年改正法附則第六十九條第二項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>一 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百三十三條第一項の規定に基づき政府が解散厚生年金基金等（同項に規定する解散厚生年金基金等をいう。以下同じ。）から徴収する責任準備金相当額の算定に関する事務 二 解散厚生年金基金等の加入員であった者に対する老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務 4 平成二十五年改正法附則第六十九條第二項の規定により存続連合会の業務が行われる場合においては、平成二十五年改正法附則第四十條第九項中「その業務」とあるのは、「その業務（附則第六十九條第二項の規定により存続連合会が行うものを除く。）とする。</p>	<p>第八節 存続連合会の解散等及び連合会の業務等に関する事項 第八法第百二十五条改正法附則第七十三條第二項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百一十四條第一項 第八法第百二十五条改正法附則第七十三條第二項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百一十四條第一項</p>	<p>第二項 同法第百同項に 十四條第二項に 確定給付平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法</p>	
<p>条の規定の例による場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二條（第三号を除く。）及び第八十四條から第八十八條までの規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。） 附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。） 厚生年金に規定する存続連合会</p>	<p>第八法第百二十五条改正法附則第七十三條第二項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百一十四條第一項 第八法第百二十五条改正法附則第七十三條第二項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百一十四條第一項</p>	<p>第八法第百二十五条改正法附則第七十三條第二項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百一十四條第一項 第八法第百二十五条改正法附則第七十三條第二項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百一十四條第一項</p>	

第八法第十七 条第二 項	年金令 の厚生年金保険法等の一部を改正す る法律の施行に伴う関係政令の整備等 に関する政令（平成二十六年政令第七 十三号）第一条の規定による廃止前の 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第 三百二十四号）	年金令 の厚生年金保険法等の一部を改正す る法律の施行に伴う関係政令の整備等 に関する政令（平成二十六年政令第七 十三号）第一条の規定による廃止前の 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第 三百二十四号）
--------------------	--	--

3 平成二十五年改正法附則第七十三
条第二項の規定により改正前保
険業法附則第一条の十三の規定
の例による場合においては、次の
表の上欄に掲げる同条の規定の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の下欄に掲げる字句と読み替
えするものとする。

第一項	公的年金制度の健全性及び信頼性 の確保のための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律（平成二 十五年法律第六十三号。以下この 条において「平成二十五年改正法」と いう。）附則第七十三条第一項の 規定によりその例によることとさ れた平成二十五年改正法第二条の 規定による改正前の確定給付企業 年金法（平成二十三年法律第五十号。 次項において「改正前確定給付企 業年金法」という。）	公的年金制度の健全性及び信頼性 の確保のための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律（平成二 十五年法律第六十三号。以下この 条において「平成二十五年改正法」と いう。）附則第七十三条第一項の 規定によりその例によることとさ れた平成二十五年改正法第二条の 規定による改正前の確定給付企業 年金法（平成二十三年法律第五十号。 次項において「改正前確定給付企 業年金法」という。）
-----	--	--

（平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の
年金たる給付又は一時金たる給付の額の基準）
第七十三条 平成二十五年改正法附則第七十五
条第三項の規定により連合会が支給する年金たる
給付又は一時金たる給付の額は、同項の交付金
及びその運用収入の額に照らし、厚生労働省令
で定めるところにより、将来にわたって、財政
の均衡を保つことができるように計算されるも
のでなければならない。
（連合会に関する読替え等）

第七十四条 平成二十五年改正法附則第七十七
条において改正後確定給付企業年金法第三十四
条第一項、第三十六条第一項及び第三十七条の規
定を準用する場合においては、次の表の上欄に
掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十老 齢給付金 の確 保のた めの厚 生年金 保険法 等	第三十老 齢給付金 の一部 を改正 する法 律（平 成二十 六年法 律第六 十三号 第三十 六条第 一項及 び第三 十七條 第一項 におい て「平 成二十 五年改 正法」と いう。）	第三十老 齢給付金 の一部 を改正 する法 律（平 成二十 六年法 律第六 十三号 第三十 六条第 一項及 び第三 十七條 第一項 におい て「平 成二十 五年改 正法」と いう。）
---	--	--

第三十 加入者 基金中 途脱退 者等	第三十 加入者 基金中 途脱退 者等（平 成二十 五年改 正法）	第三十 加入者 基金中 途脱退 者等（平 成二十 五年改 正法）
--------------------------------	---	---

（平成二十五年改正法附則第七十八
条の規定により連合会の業務が行われ
る場合における確定給付企業年金法
等の適用）
第七十五条 平成二十五年改正法附則第七十八
条の規定により連合会の業務が行われ
る場合には、次の表の上欄に掲げる改
正後確定給付企業年金法の規定の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下
欄に掲げる字句と読み替えるものとす
る。

第十九 号	第十九 号	第十九 号
----------	----------	----------

第二 十 号	第二 十 号	第二 十 号
--------------	--------------	--------------

第九 十 号	第九 十 号	第九 十 号
--------------	--------------	--------------

第九十号の積立金（平成二十五年改正法の規
定により連合会が積み立てるべき積立
金を含む。以下同じ。）
第九十号の積立金（平成二十五年改正法の
規定により連合会が支給する一時金
たる給付を含む。）

（平成二十五年改正法附則第七十
条の規定により連合会の業務が行われ
る場合における確定給付企業年金法
等の適用）
第七十六条 平成二十五年改正法附則第七十
条の規定により連合会の業務が行われ
る場合には、次の表の上欄に掲げる改
正後確定給付企業年金法の規定の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下
欄に掲げる字句と読み替えるものとす
る。

第二十 号	第二十 号	第二十 号
----------	----------	----------

第二十 号	第二十 号	第二十 号
----------	----------	----------

第二十 号	第二十 号	第二十 号
----------	----------	----------

第二十号の積立金（平成二十五年改正法の規
定により連合会が積み立てるべき積立
金を含む。以下同じ。）
第二十号の積立金（平成二十五年改正法の
規定により連合会が支給する一時金
たる給付を含む。）

第四章 その他の経過措置

（徴収金等の帰属する会計）
第七十六条 平成二十五年改正法附則第九
条第一項、第十八条第一項又は第二十五
条第一項において準用する平成二十五年
改正法附則第五十五条の規定によりな
おその効力を有するものとした改正前
確定給付企業年金法第六十四条第五
項の有価証券の価額として算定した額
は、年金積立金管理運用独立行政法人
又は年金積立金管理運用独立行政法人
の理事長が指定する者が当該有価証券
の移換を受けた日に年金特別会計の厚
生年金勘定の積立金として積み立てら
れたものとみなす。

2 平成二十五年改正法附則第六十七
条第一項又は第七十三条第一項の規
定によりその規定の例によることとさ
れた改正前確定給付企業年金法第
百十四条第五項の有価証券の価額と
して算定した額は、年金積立金管理
運用独立行政法人の理事長が指定す
る者が当該有価証券の移換を受けた日
に年金特別会計の厚生年金勘定の積
立金として積み立てられたものとみな
す。

第二 法 第十 五 条	公的年金制度の健全性及び信頼性 の確保のための厚生年金保険法等の 一部を改正する法律（平成二十五年 法律第六十二号）	公的年金制度の健全性及び信頼性 の確保のための厚生年金保険法等の 一部を改正する法律（平成二十五年 法律第六十二号）
-------------------------	---	---

金等」といふ。)を措	納	若しくは健保法等の規	定による徴収金又は平	成二十五年厚生年金等	改正法の規定による徴	収金等
------------	---	------------	------------	------------	------------	-----

3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行令第六十三条、船員次の第二号	健康保険法施行令第三十四条、厚生年金各号及び第	保険法施行令第四号の二の十六及び	子ども・子育て支援法施行令第三十	五号第二項	厚生年金保険の保険給付及び保険料次の第一号	の納付の特例等に関する法律施行令各号及び第	三三三三
-----------------------	-------------------------	------------------	------------------	-------	-----------------------	-----------------------	------

準用する場合においては、改正後厚生年金保険法第九十一条の三中「第九十条第一項」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十四条において準用する第九十条第一項」と読み替えるものとする。
 （機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）
 第八十条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。
 一 平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用される改正後厚生年金保険法第百条の五第二項の規定による報告の受理
 二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務
 （機構への事務の委託）
 第八十一条 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。
 一 平成二十五年改正法附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十五条の三の規定による徴収に係る事務（当該徴収を除く。）
 二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務
 第三項の規定は、前項の規定により機構に事務を委託する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後厚生年金保険法の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百前二の項	同条第二項において準用する前項	第百前二の項	同条第二項において準用する前項
--------	-----------------	--------	-----------------

第十項 第一同条第一項各号
 （改正前厚生年金保険法による給付に関する技術的読替え）
 第八十二条 平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

被保険者被保険者であった期間（被用者年	であった金制度の一元化等を図るための厚生	年金保険法等の一部を改正する	法律（平成二十四年法律第六十三	号。第四十六号第五項及び第六十	条第三項において「平成二十四年	一元化法」という。）第一条の規定	による改正後の第二条の五第一項	第一号に規定する第一号厚生年金	被保険者期間（以下この項及び第	六十条第三項において「第一号厚	生年金被保険者期間」という。）に	限る。第四十六号第五項において	同じ。）	老齢厚生年金（第一号厚生年金被	保険者期間に基づくものに限る。	以下この条及び第四十六号第五項	において同じ。）
---------------------	----------------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	-----------------	------	-----------------	-----------------	-----------------	----------

同法
 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
 他厚生他の存続厚生年金基金（平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）
 他厚生他の存続厚生年金基金

第一項、平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第一項	第四十四の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなお
--------------------------------	--

第六十條第三項

その効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の第二項及び第三項	（及び第）及び平成二十五年改正法附則第四十四条八十七條の規定により読み替えられた第四十四条の第三項	同項	同条第四項	被保険者被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。）	第一項第一号厚生年金被保険者期間の健全性及び信託性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三号	第二号口	老齢厚生年金等の額	額	期間が公的年金制度の健全性及び信託性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三号	金	第四十四條第二項	同法附則第八十六條第一項の規定	（一）以上の種別の被保険者であつた期間を有する者	（二）以上の種別の被保険者であつた期間を有する者
--	---	----	-------	-------------------------------	--	------	-----------	---	---	---	----------	-----------------	--------------------------	--------------------------

号厚生年金被保険者期間に限る。以下この項において同じ。）」と、「額及び」とあるのは「額及び信託性の確保のための厚生年金被保険者期間の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十二条の三の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信託性の確保のための厚生年金被保険者期間の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。）とする。

額及び信託性の確保のための厚生年金被保険者期間の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の第二項の規定の適用がないものとして計算した各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額を合算して得た」と、「加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「（以下この項において「加給年金額」という。）及び各号の厚生年金被保険者期間に計算の基礎とする第四十四条の三第四項に規定する加算額を合算して得た額を除外し、この項において「加給年金額」という。）及び各号の厚生年金被保険者期間に計算の基礎とする公的年金制度の健全性及び信託性の確保のための厚生年金被保険者期間に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十二条の二の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）を除く」と、「控除して得た額に当該一の期間」とあるのは「控除して得た額に平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項の規定の適用がないものとして計算した当該一の期間」と、「第四十四条の三第四項」とあるのは「同条

額及び信託性の確保のための厚生年金被保険者期間の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項の規定の適用がないものとして計算した当該一の期間」と、「第四十四条の三第四項」とあるのは「同条

額及び信託性の確保のための厚生年金被保険者期間の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項の規定の適用がないものとして計算した当該一の期間」と、「第四十四条の三第四項」とあるのは「同条

正前厚生年金被保険法第六十条第三項及び厚生年金被保険法施行令第三十一条の二の規定により読み替えられた厚生年金被保険法第六十四条の二の規定を適用する場合には、同項中「被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。）」とあるのは「平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二号の五第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」と、「については」とあるのは「（昭和三十九年政令第十号）第三条の十三の八の規定により読み替えられた」と、「老齢厚生年金の額」とあるのは「基づく老齢厚生年金の額」とする。

（存続厚生年金基金及び存続連合会に関する厚生年金被保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定の読替等）

同条第七項	第一条第六項	政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）以下「平成二十六年改正法」という。）第五十六条の規定による改正後の第一条第八項
-------	--------	---

平成二十六年改正法第五条の規定による改正後の第一条第九項

<p>第七 法 厚生年金保険 平成二十五年改正法附則第五 条第一項の規定によりなおそ</p>	<p>会 企業年金連合 平成二十五年改正法附則第三 条第十三号に規定する存続連 合会</p>	<p>一 項 第七十 七十条第一項</p>	<p>徴収する権利を、未納掛金を徴収する権利に ついて同法その効力を有するものとされ た改正前厚生年金保険法第百 七十条第一項</p>	<p>未納掛金を、未納掛金を徴収する権利に ついて同法その効力を有するものとされ た改正前厚生年金保険法第百 七十条第一項</p>	<p>同法第二百 八条</p>	<p>同法第二百 八条</p>	<p>（未納掛金を徴収する権利につ 取する権利について平成二十五年改正法附則 ついて同法第 百七十条第一 項</p>	<p>同法第百三十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第一項</p>	<p>同法第百四十 九条第一項</p>	<p>同法第百四十 九条第一項</p>	<p>同法第百四十 九条第一項</p>	<p>同法第百四十 九条第一項</p>	<p>同法第百四十 九条第一項</p>	<p>同法第百四十 九条第一項</p>	<p>（う）第五条の規定による改正 後の第一条第八項 平成二十六年改正法第五条の 規定による改正後の第一条第 九項</p>
<p>第四項並びに第八條第五項及び第九項 第八條第二十項 第八條第三十項及び第九條</p>																
<p>法 厚生年金保険 平成二十五年改正法附則第五 条第一項の規定によりなおそ</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>
<p>第一項及び第十條 第十條第二十項 第十條第三十項及び第十條</p>																
<p>第十條 基金又は連合 連合会</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>
<p>第十條第二十項 第十條第三十項及び第十條</p>																
<p>第十條 基金又は連合 連合会</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>	<p>同法第百四十 九条第四項</p>

第十三項にお
いて準用する
同条第三項の
役員であつた
者又は第七條
第四項
同法
第四條第一項
第七條第一項
又は第七條第
一項
第四條第五項
第七條第四項
において準用
する同条第一
項又は第七條
第四項

改正前厚生年金保険法

3 平成二十五年改正法附則第四百十一條第四項
の規定により平成二十五年改正法附則第四百二
十二條第四項の規定により読み替えられた平成二
十五年改正法第百二十一條の規定による改正後
の社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和
二十八年法律第二百六号。以下「改正後審査会
法」という。）の規定を適用する場合において
は、同項の規定により読み替えられた改正後審
査会法第十九條中「平成二十五年改正法附則第
八十四條において準用する場合」とあるのは、
「平成二十五年改正法附則第八十四條において
準用する場合（平成二十五年改正法附則第四百
十一條第四項の規定により適用する場合を含む）
とす。

4 平成二十五年改正法附則第四百十一條第六項
の規定により同条第五項において準用する厚生
年金保険法第九十條第一項及び第九十一條第一
項の規定による審査請求及び再審査請求の事件
を取り扱う社会保険審査官又は社会保険審査会
について平成二十五年改正法附則第二百二十二條
第二項の規定により読み替えられた社会保険審
査官及び社会保険審査会法第三條第一項第二
号、平成二十五年改正法附則第二百二十二條第
四項の規定により読み替えられた改正後審査会法
第三十二條第五項及び整備政令附則第五條の規
定により読み替えられた整備政令第十九條の規
定による改正後の社会保険審査官及び社会保険
審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十九
号）第二條第一項第三号の規定を適用する場合
においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
掲げる字句とする。

平成二十五年厚 改正法附則第 百二十二条第 二項の規定に 読み替へ保 険審査官及び 社会保険審査 会法第三条第 一項第二号	厚生年金保険法の規定及び平成 二十五年改正法附則第四百一 条第二項の規定によりなおその 効力を有するものとされた平成 二十五年改正法附則第四百十 条の規定による改正前の厚生年 金保険の保険給付及び保険料の納 付の特例等に関する法律（平成 十九年法律第百三十一号）
平成二十五年及 改正法附則第 百二十二条第 四項の規定に 読み替へ二 項の規定に成 られた改正後 審査会法第三 十二条第五項	（平成二十五年改正法附則第百 四十一条第二項の規定によりな おその効力を有するものとされ た平成二十五年改正法附則第百 四十条の規定による改正前の厚 生年金保険の保険給付及び保 料の納付の特例等に関する法律 （平成十九年法律第百三十一号） 第八号第八項（同条第十三項に おいて準用する場合を含む。） の規定によりその例によるもの とされる場合を含む。）及び平 成二十五年改正法
整備政令附則厚 第四条の規定 により読み替 えられた整備 政令第十九条 の規定による 改正後の社会 保険審査官及 び社会保険審 査会法施行令 第二条第一項 第三号	厚生年金保険法の規定及び平成 二十五年改正法附則第四百一 条第二項の規定によりなおその 効力を有するものとされた平成 二十五年改正法附則第四百十 条の規定による改正前の厚生年 金保険の保険給付及び保険料の納 付の特例等に関する法律（平成 十九年法律第百三十一号）

定により存続厚生年金基金が行う標準給与の改
定又は決定の例による。
（厚生労働省令への委任）
第八十四条 第二章からこの章までに定めるもの
のほか、平成二十五年改正法の施行に関し必要
な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附 則
（施行期日）
1 この政令は、平成二十五年改正法の施行の日
（平成二十六年四月一日）から施行する。
（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに
関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関
する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法
律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴
収についてなお従前の例によるものとされた同
法第三十六条の規定による改正前の児童手当法
（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の抛
出金に関する第七十八条の規定の適用について
は、同条第二項の表以外の部分中「による抛
出金」とあるのは「による抛出金、子ども・子
育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保
育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部
を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）
以下この条において「子ども・子育て整備法」
という。）第三十八条の規定によりその徴収に
ついてなお従前の例によるものとされた子ども
・子育て整備法第三十六条の規定による改正
前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三
号）第四項において「旧児童手当法」という。）
の規定による抛出金（以下この条において「児
童手当抛出金」という。）と、同表健康保険法
施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六
十三号第三号、船員保険法施行令（昭和二十八
年政令第二百四十号）第三十四号第三号、子ど
も・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第
二百三十三号）第三十五号第二項第三号及び厚生
年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等
に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八
十二号）第三条第二号の項中「第六十三号第三

号」とあるのは「第六十三号第三号（同令附則
第八号の規定により読み替へて適用される場合
を含む。）」と、「第三十四号第三号」とあるの
は「第三十四号第三号（同令附則第八号の規定
により読み替へて適用される場合を含む。）」と、
「第三十五号第二項第三号」とあるのは「第三
十五号第二項第三号、子ども・子育て整備法
第三十八条の規定によりその徴収について
なお従前の例によるものとされた児童手当抛
出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一部
を改正する政令（平成二十七年政令第百六十六
号）第七号の規定による改正前の児童手当法施
行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七
条の八（第二項第三号）と、「第三号第二号」と
あるのは「第三号第二号（同令附則第二項の規
定により読み替へて適用される場合を含む。）」
と、同表厚生年金保険法施行令第四号の二の十
六第三号の項中「第四号の二の十六第三号」と
あるのは「第四号の二の十六第三号（同令附則
第二項の規定により読み替へて適用される場合
を含む。）」と、同表第三項の表健康保険法施行
令第六十三号、船員保険法施行令第三十四号、
厚生年金保険法施行令第四号の二の十六及びび
子ども・子育て支援法施行令第三十五号第二項
の項中「及び子ども・子育て支援法施行令第三
十五号第二項」とあるのは「子ども・子育て支
援法施行令第三十五号第二項及び子ども・子育
て整備法第三十八条の規定によりその徴収につ
いてなお従前の例によるものとされた児童手当
抛出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一
部を改正する政令第七号の規定による改正前
の児童手当法施行令第七号の八第二項」と、同
表第四項中「第七十一号第四項」とあるのは
「第七十一号第四項、子ども・子育て整備法第
三十八号の規定によりその徴収についてなお従
前の例によるものとされた児童手当抛出金に係
る旧児童手当法第二十二号第四項」とする。
（平成二十二年政令等における子ども手当の支給
に関する法律により適用される旧児童手当法に
係る特例）

3 平成二十二年度等における子ども手当の支給
に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第
二十条第一項の規定により適用される児童手当
法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第
二十四号）附則第十一条の規定によりなおその
効力を有するものとされた同法第一条の規定に
よる改正前の児童手当法（次項において「旧児
童手当法」という。）第二十条の抛出金に関す
る第七十八条の規定の適用については、同条第
二項の表以外の部分中「による抛出金」とある
のは「による抛出金、平成二十二年政令等にお
ける子ども手当の支給に関する法律（平成二十
二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により
適用される児童手当法の一部を改正する法律
（平成二十四年法律第二十四号）以下この条に
おいて「平成二十四年児童手当法改正法」とい
う。）附則第十一条の規定によりなおその効力
を有するものとされた平成二十四年児童手当法
改正法第一条の規定による改正前の児童手当法
（昭和四十六年法律第七十三号）第四項にお
いて「旧児童手当法」という。）の規定による抛
出金」と、同表健康保険法施行令（大正十五年
勅令第二百四十三号）第六十三号第三号、船員
保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十
号）第三十四号第三号、子ども・子育て支援法
施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）第
三十五号第二項第三号及び厚生年金保険の保険給
付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行
令（平成十九年政令第三百八十二号）第三号第
二項の項中「第六十三号第三号」とあるのは
「第六十三号第三号（同令附則第九号の規定に
よって読み替へて適用される場合を含む。）」と、
「第三十四号第三号」とあるのは「第三十四号
第三号（同令附則第九号の規定により読み替へ
て適用される場合を含む。）」と、「第三十五号
第二項第三号」とあるのは「第三十五号第二項
第三号、平成二十二年政令等における子ども手
当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政
令第七十五号）第五号の規定により適用される平
成二十四年児童手当法改正法附則第十一条の規
定によりなおその効力を有するものとされた児
童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二
十四年政令第百三十三号）による改正前の児童手
当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一
号）第七号の八第二項第三号」と、「第三号第
二項」とあるのは「第三号第二項（同令附則第
三項の規定により読み替へて適用される場合を
含む。）」と、同表厚生年金保険法施行令第四
号の二の十六第三号の項中「第四号の二の十六
第三号」とあるのは「第四号の二の十六第三
号（同令附則第三項の規定により読み替へて適用
される場合を含む。）」と、同表第三項の表健康
保険法施行令第六十三号、船員保険法施行令第
三十四号、厚生年金保険法施行令第四号の二の

一 第九条及び第十条の規定、第三十二条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第二項、第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第六十四条第六項の改正規定を除く）、第四十三条及び第四十四条の規定、第四十五条の規定（所得税法施行令第七十条第一項第二号の改正規定（「十四年」を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五条の規定 令和四年五月一日

二 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第七条、第十一条及び第十四条の規定、第三十三条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第四項及び第七項の改正規定に限る。）並びに第三十七条、第三十九条及び第五十五条から第六十五条までの規定 令和四年十月一日

三 第二条及び第四条の規定、第六条の規定（厚生年金保険法施行令第三条の五の二第一項及び第三条の十三の二の改正規定に限る。）、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第三十一条の規定、第三十三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第三十五条及び第四十二条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十四条、第十六条及び第十八条の規定 令和五年四月一日

（廃止前厚生年金基金令第二十四条の二第二項に規定する平均支給率等に関する経過措置）
第十九条 第三十二条の規定による改正後の平成二十六年経過措置政令（以下この条において「改正後平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和三十九年政令第三百二十四号）以下この条において「廃止前厚生年金基金令」という。）第二十四条の二第二項の規定及び改正後平成二十六年経過措置政令第六十四条第六項の規定により読み替えられた廃止前厚生年金基金令第五十二条の三の二第二項の規定は、施行日の前日において、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

附則（令和三年九月一日政令第二四四号）

別表（第四十三条関係）

月数 金額

この政令は、公布の日から起算して十日を超した日から施行する。

（施行期日）
 1 この政令は、令和六年十二月一日から施行する。
 （経過措置）
 2 この政令の施行の際現に厚生年金適用事業所（確定拠出年金法第二条第四項に規定する厚生年金適用事業所をいう。）の事業主が実施している企業型年金（同条第二項に規定する企業型年金をいう。）の企業型年金加入者（同条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）に係る拠出限度額（同法第二十条に規定する拠出限度額をいう。）については、第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令（以下「新令」という。）第一条及び第二条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第四項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令（以下「読替後の旧令」という。）第十一条の規定の適用については、新令第十一条第二号及び読替後の旧令第十一条第二号中「零」とあるのは、「二万七千五百円」とする。ただし、この政令の施行の日以後に当該事業主が同法第五条第一項の承認を受けて同法第三条第三項第七号に掲げる事項を変更した場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当したときは、当該厚生労働省令で定める場合に該当するに至った日以後においては、この限りでない。

附則（令和三年九月一〇日政令第二五三号）抄

（施行期日）
 1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四条、第六条及び第七条の規定は同年一月一日から、第五条の規定は同年十月一日から施行する。

附則（令和五年一〇月六日政令第三〇〇号）

この政令は、公布の日から起算して十日を超した日から施行する。

〇月	〇円	八三月に一月か八六、八一〇円に、上欄で八三
一月	一、〇一〇円	ら一月までの月に加えた月数に於いて、当該
二月	二、〇三〇円	月数をそれぞれ加えた月数の一月につき一、〇
三月	三、〇六〇円	加えて得た月数
四月	四、一〇〇円	九五月に一月か九九、八三〇円に、上欄で九五
五月	五、一六〇円	ら一月までの月に加えた月数に於いて、当該
六月	六、二三〇円	月数をそれぞれ加えた月数の一月につき一、一
七月	七、三一〇円	加えて得た月数
八月	八、四一〇円	〇〇円を加えて得た額
九月	九、五二〇円	一〇七月に一月一一二、九六〇円に、上欄で一
一〇月	一〇、六四〇円	から一月までの月に加えた月数に於いて、
十一月	一一、七八〇円	の月数をそれぞれ加えた月数の一月につき
十二月	一二、八九〇円	加えて得た月一、一一〇円を加えて得た額
一月	一三、九六〇円	一一九月に一月一二六、二二〇円に、上欄で一
二月	一五、〇四〇円	から一月までの月に加えた月数に於いて、
三月	一六、一三〇円	の月数をそれぞれ加えた月数の一月につき
四月	一七、二二〇円	加えて得た月一、一二〇円を加えて得た額
五月	一八、三二〇円	一三一月に一月一三九、五九〇円に、上欄で一
六月	一九、四二〇円	から一月までの月に加えた月数に於いて、
七月	二〇、五三〇円	の月数をそれぞれ加えた月数の一月につき
八月	二一、六五〇円	加えて得た月一、一四〇円を加えて得た額
九月	二二、七六〇円	一四三月に一月一五三、一一〇円に、上欄で一
一〇月	二三、八九〇円	から一月までの月に加えた月数に於いて、
十一月	二五、〇二〇円	の月数をそれぞれ加えた月数の一月につき
十二月	二六、一六〇円	加えて得た月一、一五〇円を加えて得た額
一月	二七、三〇〇円	一五五月に一月一六六、七五〇円に、上欄で一
二月	二八、四六〇円	から一月までの月に加えた月数に於いて、
三月	二九、六三〇円	の月数をそれぞれ加えた月数の一月につき
四月	三〇、八〇〇円	加えて得た月一、一七〇円を加えて得た額
五月	三二、〇〇〇円	一六七月に一月一八〇、五二〇円に、上欄で一
六月	三三、二二〇円	から一月までの月に加えた月数に於いて、
七月	三四、四六〇円	の月数をそれぞれ加えた月数の一月につき
八月	三五、七一〇円	加えて得た月一、一六〇円を加えて得た額
九月	三六、七三〇円	一七九月に一月一九四、四二〇円に、上欄で一
一〇月	三七、九一〇円	から一月までの月に加えた月数に於いて、
十一月	三九、一〇〇円	の月数をそれぞれ加えた月数の一月につき
十二月	四〇、三〇〇円	加えて得た月一、一七〇円を加えて得た額
一月	四一、五一〇円	一九一月に一月二〇八、四六〇円に、上欄で一
二月	四二、七三〇円	から一月までの月に加えた月数に於いて、
三月	四四、〇〇〇円	の月数をそれぞれ

